第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成19年9月26日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

平成19年9月26日(水曜日)

午前10時2分開議 午後0時44分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補 正予算(第5号)

議案第12号 熊本県景観条例の一部を改正 する条例の制定について

議案第13号 熊本県流域下水道条例の一部 を改正する条例の制定について

議案第14号 熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 熊本県営住宅条例の一部を改 正する条例の制定について

議案第23号 平成19年度道路事業の経費に 対する市町村負担金について

議案第24号 平成19年度海岸事業の経費に 対する市町負担金について

議案第25号 平成19年度流域下水道事業の 経費に対する市町村負担金について

議案第26号 平成19年度地すべり対策事業 の経費に対する市負担金について

議案第27号 平成19年度都市計画事業、港 湾事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事 業及び県営農業集落排水事業の経費に対 する市町村負担金について

議案第28号 平成19年度九州新幹線鹿児島 ルート博多・新八代間の建設工事の経費 に対する市負担金について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第18号 熊本県土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 熊本県道路公社の経営状況を 説明する書類の提出について 報告第20号 財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 財団法人くまもと緑の財団の 経営状況を説明する書類の提出について 報告第22号 財団法人熊本県下水道公社の 経営状況を説明する書類の提出について 報告第23号 熊本県住宅供給公社の経営状 況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件について

報告事項

- ①7月6日からの大雨及び台風4号、5号による土木関係施設等被害状況について
- ②県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告〔土木部〕
- ③熊本県の5年で見える道づくり「ちゃく 2プロジェクト2007」について
- ④球磨川水系河川整備基本方針の報告会に ついて
- ⑤3陸橋(田崎・春日・段山)の撤去について

出席委員(8人)

委員長井手順雄 副委員長 溝 口 幸 治 委 員 山 本 秀 久 員 児 玉 文 雄 委 員 渡 辺 利 男 委 員 岩 中 伸 委 司 委 員場 泰宏 委 員 森 浩

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 七木部

部 長渡邊俊二

次長甲村寧次長冨田耕司

次 長青木 徹

土木技術管理室長 田 口 覺 新幹線都市整備総室長 長 野 潤 一

監理課長 鷹 尾 雄 二

用地対策課長 清 田 隆 範

道路整備課長 戸 塚 誠 司

道路保全課長 宮 本 英 一

首席土木審議員兼

河川課長 松 永 卓

港湾課長 生 喜 丈 雄

首席土木審議員兼

都市計画課長 山 本 幸

下水環境課長 首 藤 朝 幸

建築課長 岩 下 修 一

営繕専門監 加 納 義 之

住宅課長 吉川 泰 久

砂防課長 西 山 隆 司

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信 政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時2分開議

○井手順雄委員長 それでは、全員そろいましたので、ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に4名の傍聴の申し出があっております。これを認めることといたします。

次に、本委員会に付託されました議案等を 議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、質疑を一括してお受けしたいと思います。また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さん方は着席のままで行ってください。

それでは、土木部長から総括説明を行い、 続いて担当課長から順次説明をお願いいたし

寧! ます。

○渡邊土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案 の説明に先立ちまして、まず、7月の梅雨前 線豪雨等に伴う災害及び最近における土木行 政の動向などについて御報告申し上げます。

去る7月6日から7日にかけての梅雨前線 豪雨により、県中央部を中心に甚大な被害を 受けたところであります。

当委員会におかれましては、7月10日に、 井手委員長を初め委員の皆様方に、速やかに 現地を御視察いただき、まことにありがとう ございました。

今回の梅雨前線豪雨及びその後の台風4号、5号による被害額は、公共土木施設で112億円余となり、そのうち特に甚大な被害を受けた美里町では、30億円余の被害額となっております。

土木部といたしましては、一日も早い復旧に向けて最大限の努力をしてまいる所存でございますので、委員の皆様の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、 平成22年度末の全線完成を目指し、できる限 りの支援を行うとともに、熊本の玄関口であ る熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業 等の整備について、引き続き全力で取り組ん でまいります。

熊本都市圏と天草地域を結ぶ熊本天草幹線 道路の整備につきましては、平成3年度の事 業着手以来、早期整備に向け取り組んでまい りました。

このうち、平成14年5月に開通した松島有料道路に続く天草市有明町までの松島有明道路10キロメートルにつきましては、去る9月8日に供用を開始いたしました。これにより、天草地域への交通アクセスが強化され、地域の発展に弾みがつくものと期待しております。

引き続き、残る区間の整備促進について、 国と連携を図りながら取り組んでまいりたい と考えております。

かねてより熊本県と熊本地方気象台が連携 し、試行を重ねてまいりました土砂災害警戒 情報について、去る8月31日から発表を開始 いたしました。

この情報は、大雨警報が発表されている地域で土砂災害の危険度が高まった市町村に対して、県と気象台で共同発表するもので、市町村長が行う防災活動や住民等への避難勧告、また住民の自主避難等の判断材料として利用されることを目的としております。

近年、土砂災害が頻発する中で、この情報 が有効に活用され、被害の軽減が図られるこ とを期待するものでございます。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今定例県議会に提案しております議案は、 予算関係議案1件、条例関係議案等10件、報 告関係8件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明します。

今回の9月の補正予算は、7月6日から7日にかけての梅雨前線豪雨及び台風4号、5号に係る県管理の河川、砂防、道路等の公共土木施設の災害復旧及び再度の被害を防止するための砂防施設の整備など、災害関係事業に要する経費でございます。

また、公共工事の入札に係る最低制限価格の算定方法の見直しに伴う工事進行管理システム等の改修、本県が管理する道路橋の長寿命化修繕計画の策定及び国庫補助事業の内示増減等に伴う補正でございまして、合計で39億4,732万4,000円の増額補正をお願いしております。

また、県営農業集落排水事業及び周辺障害 防止対策事業に係る債務負担行為を設定する こととしております。 次に、条例関係の議決案件につきましては、 熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定 について、熊本県流域下水道条例の一部を改 正する条例の制定について、熊本県都市計画 法に基づく開発行為の許可の基準に関する条 例の一部を改正する条例の制定について、熊 本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定 について及び公共工事に係る市町村負担金に ついて6件、予算関係と合わせて合計で11件 の御提案を申し上げております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について2件、熊本県土地開発公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について6件、合計で8件について御提案申し上げております。

その他報告事項としましては、7月6日からの大雨及び台風4号、台風5号による土木関係施設等被害状況について、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告、土木部、それと、熊本県の5年で見える道づくり「ちゃく²プロジェクト2007」について、球磨川水系河川整備基本方針の報告会について、3陸橋(田崎、春日、段山)の撤去についての5件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し 上げましたが、詳細につきましては担当課長 から説明いたしますので、御審議のほどよろ しくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 続きまして、議案説明を 行いたいと思います。

鷹尾監理課長。

○鷹尾監理課長 最初に、資料の確認をお願いたします。

今回は、建設常任委員会説明資料が1冊、 それから、経営状況を説明する書類が6冊、

それではまず、お手元の建設常任委員会説 明資料によりまして、第1号議案平成19年度 熊本県一般会計補正予算の概要について御説 明をさせていただきます。1ページをお願い いたします。

平成19年度補正予算でございます。

今回の補正予算におきましては、補助事業 に係ります国庫内示増減、それから7月の梅 雨前線豪雨などによります災害に伴う災害復 旧費などを中心に計上をいたしております。

その内訳につきましてでございますが、上 の表の2段目に、今回の補正額の欄がござい ます。一般会計、左の方から普通建設事業と いたしましては、補助事業で6億6,715万3,0 00円の増額、それから、単県事業で8億5,77 1万9,000円の減額、直轄事業で5,005万円の 増額を計上いたしております。

次に、災害復旧事業といたしまして、補助 事業で38億3,084万円の増額、単県事業で2 億5,700万円の増額を計上いたしております。

合わせまして、一般会計といたしましては 39億4,732万4,000円の増額でございまして、 補正後の一般会計の合計予算額は、その下の 段でございますが、1,182億9,836万5,000円 となっておるところでございます。

右の方の特別会計について、今回補正額は ございません。

以上で、一般会計、特別会計合わせました 補正後の合計額でございますが、1,298億9,1 18万3,000円となっております。

下の欄の表は各課別の内訳でございます。 次に、2ページの19年度予算総括表をお願 いいたします。

各課別の補正予算額とその財源内訳を記載 いたしております。

表の一番下、合計欄でございますけれども、 財源の内訳は、国庫支出金が26億327万円の 増額、地方債が13億2,200万円の増額、その

その他報告事項5件を御用意いたしておりま! 他が1,584万5,000円の減額、一般財源が3,78 9万9,000円の増額となっております。

> 今回の補正予算に係ります土木部全体の予 算の状況は以上でございます。

> 引き続き、3ページをお願いいたします。 このページ以降につきましては、各課ごと の補正予算の詳細を記載いたしております。

> まず、監理課の補正予算について御説明を させていただきます。

> 今回、土木行政情報システム費ということ で、1,202万1,000円の増額をお願いいたして おります。

> これは、部長説明の方にもございましたが、 CALS/EC事業につきまして、ことし6 月に策定をいたしました熊本県公共調達改革 基本方針に基づきまして、最低制限価格の算 出方法を19年度中に見直すということで、必 要なシステムの改修を行う経費でございま

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課でございま す。説明資料の5ページをお願いいたします。

今回、道路改築費としまして9,000万円の 減額補正予算を計上しております。

右の欄にありますとおり、国庫内示の増減 及び特殊改良費への振りかえ内示減に伴うも のでございます。

次の特殊改良費としまして、2億2,000万 円の補正予算を計上しております。

国道2カ所の国庫内示減もありますけれど も、道路改築費及び交通安全施設費からの振 りかえ内示による増額に伴うものでございま す。

次の緊急地方道路整備費としまして、3億 3,300万円の補正予算を計上しております。

7カ所の国庫内示減もありますが、17カ所 の国庫内示の増額に伴うものでございます。

続きまして、資料6ページの直轄事業等用 地取得受託事業としまして、191万円の補正 予算を計上しております。

これは、九州横断自動車道延岡線の用地取 得業務受託の事務費でございまして、用地受 託事務量の増に伴うものでございます。

道路整備課といたしましては、補正額4億6,491万円で、現計予算は284億7,686万8,000円となります。

以上でございます。

○宮本道路保全課長 道路保全課でございま す。資料の7ページをお願いします。

まず、上から2行目の交通安全施設費7億 4,100万円の減は、上から5行目になります が、国庫補助事業から、緊急地方道路整備費 への振りかえによるものでございます。

それから、上から4行目の沿道環境改善費、 これは舗装補修費でございますが、6,200万 円の減は国庫内示減によるものです。

次に、橋梁の補修費の1,000万円の増は、 今年度創設されました国の補助事業により、 橋梁の長寿命化、延命化のための修繕計画を 3カ年の予定で策定するものです。

道路保全課、計で1億4,000万円の減額と なります。

以上でございます。

○松永河川課長 河川課でございます。9ペ ージをお願いいたします。

河川改良費ですが、1億2,000万円の増額 を計上しております。

内訳は、都市河川改修費の増額で、国庫内 示増に伴う増額でございます。

それから、上から3段目の海岸保全費でも1億2,000万円の増額を計上しております。

内訳は、海岸高潮対策事業費の増額、国庫 内示増に伴う増額でございます。

10ページをお願いいたします。

最上段の河川等補助災害復旧費につきまして、38億3,084万円の増額を計上いたしております。

内訳といたしましては、上から2段目の現年発生国庫補助災害復旧費で、これはことし7月の梅雨前線豪雨及び台風4号、5号に伴います災害復旧費、これの補正費でございます。

それから、上から3段目の河川等単県災害 復旧費につきまして、2億5,700万円の増額 を計上いたしております。

内容といたしましては、災害復旧事業設計 調査費で、これは河川や道路などの公共土木 施設災害復旧箇所の調査、測量設計に関する 委託費でございます。

以上、河川課の補正総額は、10ページの最下段にありますとおり、43億2,784万円の増額でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。11ペ ージをお願いいたします。

まず、港湾建設費でございますが、これらは、3行目の国の直轄事業費の増に伴う県負担金の増及び2行目の地方港湾改修事業費、それと4行目の港湾補修事業費の内示減によるものでございます。

以上、11ページの一番下の段でございますが、一般会計で95万円の減額補正となりまして、補正後の港湾課の計は60億8,660万3,000円でございます。

港湾課は以上でございます。

○山本都市計画課長 都市計画課でございま す。12ページをお願いいたします。

街路事業費としまして、補正額4億300万円の減額となっております。

内訳としましては、2段目の単県街路促進 事業費が1億円の減額でございます。これは 補助採択に伴う減でございます。

それから、3段目、緊急地方道路整備費、 街路の分でございますが、1億9,500万円の 減額となっております。これは国庫内示減で ございます。

それから、4段目、街路整備事業費でございます。1億8,000万円の減額となっております。これも国庫内示減になっております。

最下段から2行目の住宅市街地基盤整備事業費、7,200万円の増額となっております。 これは国庫内示の増によるものでございます。

トータルといたしまして、一番最下段、4 億300万円の減額となっております。よろし くお願いします。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線都市整備総室でございます。13ページをごらんください。

まず、2行目の連続立体交差事業費ですが、 16億9,000万円の国庫内示減等となっており ます。

これは、予定しておりました連立事業の鉄道高架化工事が、新幹線工事とほぼ同じ場所での工事を予定しておりましたが、安全性の確保等の観点から調整を図りまして、今年度は新幹線工事を優先させることとしたことによるものでございます。なお、連立事業の28年度完成の工程への影響はございません。

次に、4行目の土地区画整理事業負担金ですが、これは、熊本市が施行いたします区画整理事業地内で、県が管理いたします街路の整備に伴う負担金でございまして、国からの内示増があっておりまして、1億1,100万円余の県負担金の増となっております。

それから、下の方の緊急地方道路整備費と 住宅市街地総合整備促進事業費につきまして は、これは国からの内示増減でございます。

以上、新幹線都市整備総室は16億2,000万円余の減額でございまして、補正後の予算額は252億9,400万円余となっております。よろしく御審議のほどお願いします。

○首藤下水環境課長 下水環境課長の首藤で

ございます。説明資料の14ページで御説明させていただきます。右側の説明欄をごらんくださいませ。

今回、お願いしております補正は、平成20 年度におきます債務負担行為の設定でござい ます。

菊鹿東部1期地区県営農業集落排水事業で ございますが、山鹿市菊鹿町木野地区一帯の 農村集落から発生しますし尿、生活排水等の 処理を行うため、農業集落排水施設の整備を 行うものでございまして、平成15年度に事業 に着手し、平成20年度に完成させる予定でご ざいます。

これまでに河川環境及び中継ポンプの整備を終えておりまして、残る汚水処理施設の整備を進めており、現在、土木工事、機械設備工事、電気設備工事を施工しているところでございます。

汚水処理施設のうち、建築工事及び防食工事費でございますが、設計がまとまりまして11月ごろの発注予定としておりますが、工期が1年近くかかりまして平成20年度に及びますことから、平成20年度歳出分1億1,700万円を債務負担によりまして確保する必要がございます。これで今回の補正予算をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西山砂防課長 砂防課でございます。15ページをお願いいたします。

まず、最上段の急傾斜地崩壊対策事業費で ございますが、国の内示減に伴いまして5万 2,000円を減額しております。

次に、2段目の単県地すべり対策費、それから3段目の単県急傾斜地崩壊対策費でございますが、去る7月6日から7日にかけましての梅雨前線豪雨によります被災箇所でございまして、補助事業に乗らない規模への対応でございます。それぞれ1,500万円、それから3,930万円を計上しております。

次に、砂防掘削事業費でございますが、これも今回の災害対応でございまして、渓流での流出土砂や流木等の撤去処分を行うものでございまして、美里町の熊ケ谷川ほか6カ所で5,000万円を計上しております。

次に、砂防調査費でございますが、今回、 災害対応としまして、美里町で災害関連緊急 砂防事業を4カ所、八代市泉町の横手で災害 関連緊急地すべり事業を1カ所予定しており まして、被災状況の調査や補助申請のための 測量、設計に要する費用として、それぞれ4, 000万円、1,000万円を計上しております。

また、あわせて急傾斜地崩壊危険区域の区域指定の費用として、3カ所、90万円、合計の5,090万円を計上しております。

次に、16ページをお願いいたします。

まず、上段の災害関連緊急地すべり対策事業費、それから3段目の災害関連緊急砂防事業費でございますが、それぞれ災害対応でございまして、八代市泉町横手におきます地すべり対策として8,640万円を、美里町におきます4カ所の土石流対策としまして10億4,544万円を計上しております。

次に、中段の周辺障害防止対策事業費でございますが、国の内示増に伴いまして1,956万5,000円を計上しております。

あわせまして、事業進捗を図る観点から、 8,700万円を限度といたしまして債務負担行 為の設定をお願いしております。

砂防課としましては、13億655万3,000円を 補正いたしまして、計の82億9,602万8,000円 となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 続きまして、条例改正に ついて説明をお願いいたします。

山本都市計画課長。

○山本都市計画課長 それでは、17ページを お願いいたします。 第12号熊本県景観条例の一部を改正する条 例の制定について、24ページの概要の方で説 明をいたしたいと思います。24ページをお願 いいたします。

第12号熊本県景観条例の一部を改正する 条例の制定について。

まず1番目に、条例の名称でございますが、 熊本県景観条例の一部を改正する条例でござ います。

2番目としまして、制定改廃の必要性でございますが、景観法の施行に伴いまして、景観計画の策定、建築物、または工作物の形態、または色彩、そのほかの意匠についての変更命令等、同法に基づく制度を導入するための関係規定を整備する必要があるということでございます。

3番目、内容についてでございますが、(1) 条例の目的には、景観法の規定に基づく景観 計画の策定及び行為の規制等に関し、必要な 事項を定めることを加えて整備を図ってまい ります。

(2)番目、景観計画につきましては、景観 形成基本方針に即して定めることを規定して おります。

(3)番目、届け出の対象となる行為は、以下に掲げる行為という旨を規定しております

アとしまして、景観形成地域における次に掲げる行為、(ア)から(キ)までございます。 それから、中ほど、イとしまして、特定施設届け出地区における次に掲げる行為ということで下に記載をしております。それから、最下段、ウとしまして、景観形成地域を除く景観計画区域内における次に掲げる大規模行為ということで、25ページをお開きいただきたいと思います。(ア)から(オ)まで記載をしております。

それから、(4)番目としまして、(3)番に掲 げる行為の届け出をした者は、変更しようと するときには変更届を出しなさいという旨の 規定をしております。

(5)番目としまして、知事は、制限に適合 しないと認めるときは、設計の変更、そのほ か必要な措置をとるように勧告することがで きるという旨を規定しております。

(6)番目は、適用除外となる行為を規定しております。

それから、(8)番目は、景観計画の策定及 び変更については、景観審議会の諮問事項と するということを規定しております。

(9)番目、良好な景観の形成に関する条例を制定している市町村の区域については、届け出等の規定を適用しないと、除外の規定をしております。

(10)番目は、平成20年4月1日から施行するという旨を規定しております。

以上でございます。

○首藤下水環境課長 下水環境課長でございます。説明資料の28ページをお開きくださいませ。

第13号熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回、制定をお願いする条例の名称は、熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例で ございます。

これは、熊本北部流域下水道を、昭和57年度に事業を着手いたしまして、平成元年3月から一部区域での汚水処理を開始したところでございます。このため、昭和63年9月議会におきまして、熊本県流域下水道条例の制定を承認いただいたところでございます。

このたび、平成15年度から、流域関連公共 下水道の整備を進めてこられました植木町に おいて、来年3月から一部区域の汚水処理を 開始する予定とされておりまして、流域下水 道へ接続する必要がございます。このため条 例第2条の公共下水道の処理区域の存する市 町村に植木町を加えるものでございます。

御審議のほどをよろしくお願い申し上げま

す。

○岩下建築課長 建築課でございます。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。お手元の資料の29ページ、30ページをお願いいたします。30ページの概要で御説明いたします。

まず、1の条例の名称でございますが、熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例と申します。

次に、2の制定改廃の必要性でございますが、昨年5月31日に、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律が公布されまして、この法律による都市計画法の一部改正に伴いまして関係する規定を整理するものでございます。

3の内容でございますが、今回の都市計画 法の改正において、人口減少社会を迎え、増 大する人口を受けとめるための大規模開発の 必要性が低下する中、大規模な開発行為であ れば許可できることとすることの合理性が失 われたとの理由から、市街化調整区域におけ る大規模開発行為の許可の基準に関する規定 が法律から削除されましたので、当該規定に 基づいて、市街化調整区域における開発行為 に関する面積の特例を定めております条例の 規定を削除するなど、関係規定の改正を行う ものであります。

最後に、本条例の施行日は、改正都市計画 法の施行日に合わせまして、平成19年11月30 日とするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど をお願いいたします。

○吉川住宅課長 31ページでございます。

第15号熊本県営住宅条例の一部を改正する 条例の制定についてでございます。33ページ の概要のところで御説明いたします。 営住宅条例の一部を改正する条例でございま す。

制定改廃の必要性でございますが、平成19 年4月に、東京都営住宅におきまして、暴力 団員による立てこもり発砲事件が起こってお ります。そのほか、公営住宅におきまして、 暴力団員等による殺人事件や傷害事件、また 他人名義による不正入居や不正使用等、さま ざまな問題が全国に多数発生しております。

このような状況を踏まえまして、本県の県 営住宅及び県営改良住宅の入居者及び周辺住 民の生活の安全と平穏の確保、それから公営 住宅制度への信頼確保等のため、県営住宅及 び県営改良住宅の入居者、同居者等から暴力 団員を排除するため、関係規定を整備する必 要があるということでございます。

内容でございますけれども、(1)といたし まして、暴力団員の意義を定めております。

これは暴力団の定義でございまして、暴力 団員とは、暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律第2条第6号の暴力団員をい うということにしております。

- (2) でございますけれども、これは入居者 の資格等でございまして、暴力団員は入居で きないということを規定しております。
- (3)でございます。これは、県営住宅に同 居しようとする者が暴力団員である場合に は、同居の承認をしないという規定でござい ます。
- (4)としまして、県営住宅の入居者から入 居の承継をしようとする者が暴力団員である 場合は、この入居の承認をしてはならないと いう規定でございます。
- (5)は、県営住宅の入居者または同居者が 暴力団員であることが判明した場合には、県 営住宅の明け渡しを請求することができると いうことをうたっております。

その他(6)番としては、その他の規定を整 理するものでございます。

条例の名称でございますけれども、熊本県 ! なお、この条例は、公布の日から施行する こととしております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、市町村負担金につ いて、また専決処分の報告について、鷹尾監 理課長にお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

公共事業の経費に対します市町村負担金に ついて御説明をさせていただきます。35ペー ジをお願いいたします。

この市町村負担金につきましては、35ペー ジの第23号議案から43ページの第28号議案ま で6つの議案を御提案申し上げております が、複数の課の事業で構成をされております ので、監理課の方から一括して御説明をさせ ていただきます。

本件につきましては、市町村負担金に係り ます同意書を当該市町村から徴取の上提案を するということにしておりまして、例年9月 議会においてお願いをしているものでござい

まず、35ページの第23号議案平成19年度道 路事業の経費に対する市町村負担金について でございます。

表の左の欄が事業名、右の欄が負担すべき 金額を記載しておりますが、単県道路改築事 業(改良)等6つの事業につきまして、道路法 の規定に基づき、当該事業に要する経費のう ち市町村が負担すべき金額を定めるものでご ざいます。

内容につきましては、前年度と変更はござ いません。以下、同じ様式で記載をいたして おります。

次に、37ページをお願いいたします。

第24号議案平成19年度海岸事業の経費に対 する市町負担金についてでございますが、前 年度と変更はございません。

次に、38ページをお願いいたします。

第25号議案平成19年度流域下水道事業の経 ! す。 費に対する市町村負担金についてでございま すが、このうち5番目の球磨川上流流域下水 道維持管理事業についてでございますけれど も、流入水量の増加に伴いまして、流入水量 1立方メートル当たりの単価を10円引き下げ まして、112円から102円に変更しているとこ ろでございます。

また、6の八代北部流域下水道維持管理事 業につきましても、同様に1円引き下げて、 94円を93円に変更をいたしております。

次に、39ページをお願いいたします。

第26号議案平成19年度地すべり対策事業の 経費に対する市負担金でございますが、前年 度と変更はございません。

次に、40ページをお願いいたします。

第27号議案平成19年度都市計画事業、港湾 事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び 県営農業集落排水事業の経費に対する市町村 負担金でございます。

このうち変更点でございますが、41ページ をお願いいたします。

平成18年度に新たに追加されました13番の 直轄港湾改修事業、それから、14番、18番、 19番、20番の重要港湾関係の事業につきまし ては、平成18年度のみの経過措置ということ で事業費を2分の1控除するということで、 負担すべき額を半分に減額をいたしておりま したが、経過措置が終了したということから、 事業費の2分の1の控除を削除しているとこ ろでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

第28号議案平成19年度九州新幹線鹿児島ル ート博多・新八代間の建設工事の経費に対す る市負担金でございますが、前年度と変更は ございません。

市町村負担金につきましては以上でござい ます。

引き続き、専決処分の報告について御説明 を申し上げます。45ページをお願いいたしま

職員に係ります交通事故の和解につきまし て、地方自治法180条第1項の規定により行 いました専決処分の報告でございます。

今回、2件の職員による交通事故の和解の 専決処分について御報告を申し上げるもので ございます。

まず、報告第1号でございますが、46ペー ジの概要により御説明を申し上げます。

この事故は、平成19年5月15日に、宇城地 域振興局用地課の職員が、宇土市の国道3号 交差点付近を走行中に、交差点を右折するた めに右折レーンに進路を変更しようといたし ましたが、後方から参りました相手方所有の 軽乗用車に接触をさせたことにより発生をし たものでございます。

この事故につきましては、相手方との示談 交渉の結果、賠償責任割合を県が90%、相手 方10%とし、県から相手方に3万5,060円を 支払うことで双方合意をしたものでございま す。

次に、報告第2号でございますが、48ペー ジの概要により御説明を申し上げます。

この事故は、平成19年6月27日に、上益城 地域振興局の維持管理課職員が、公用の軽乗 用車で上益城郡山都町北中島地内の交差点に 進入をしようといたしましたが、赤信号で停 車中の自動二輪車に気づくのがおくれ、急ブ レーキで停車をしたと。接触はなかったわけ でございますけれども、相手方が驚いて転倒 され、相手方所有の自動二輪車に損傷を与え たというものでございます。

この事故につきましては、県の方が100% の損害賠償責任ということで相手方と示談交 渉を行いました結果、県から相手方に5万2, 153円を支払うことで双方合意をしたもので ございます。

今後とも、職員の交通事故の防止につきま しても、さらに徹底を図るよう取り組んでま いりたいと思っておりますので、どうかよろ しくお願いを申し上げます。 以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、経営状況の説明を お願いいたします。

清田用地対策課長。

○清田用地対策課長 報告第18号土地開発公 社の経営状況を別冊資料により御説明をいた します。別冊資料の方をお開きください。

土地開発公社につきましては、昨年9月の 県議会で民事調停受諾を議決いただき、12月 議会での解散議決を得て、本年3月30日に解 散しました。その後、7月に清算を結了し、 廃止手続をすべて終了しております。

まず、資料の2ページをお開き願います。 平成18事業年度実績ですが、県から用地取 得事業を受託しています。18年度事業は、こ

の1件だけを実施し、後は解散関係の処理を 行っています。

次に、3ページをお開き願います。損益計算書ですが、1の事業収益の公有地取得事業収益に36億5,000万円余を計上しています。これは、国から受託した先行取得用地の国による買い戻しと県営の引き継ぎによる収益です。

これに対し、2の事業原価の公有地取得事業原価に55億円余を計上していますが、事業原価が事業収益を上回っているのは、県が依頼した先行取得用地が、民事調停に基づき県に無償譲渡されたためです。

次に、5の特別利益として52億8,000万円 余を計上しています。これは民事調停に基づ く県の債務免除分などです。

また、6の特別損失の(2)その他の特別損失に38億3,000万円余を計上しています。これは銀行が債務と預金を相殺した分などです。

以上により、当期損失が 4 億3,900万円余 となっています。 次に、4ページの貸借対照表の資本の部を ごらんください。

基本財産に、県からの出資金1,000万円が 計上されています。これに前期繰越準備金か ら当期純損失を差し引いた準備金合計3億70 0万円余を加えた資本合計が3億1,700万円余 となっています。

次に、6ページをお開き願います。

平成19清算年度実績について記載しています。

概要につきましては、最初に御説明しましたように、本年7月に廃止の手続をすべて終了しています。なお、3億1,500万円余の残余財産については、全額県に引き渡されています。

7ページと8ページに収支が計上されていますが、経常損失が129万円余となっています。

9ページをお開き願います。

貸借対照表の一番下の資本合計が3億1,50 0万円余となり、これが残余財産として県に引き渡されています。

以上で説明を終わりますが、土地開発公社 の廃止につきましては、これまで長期にわた り県議会で御審議いただきましたことに深く 感謝申し上げます。

以上です。

○戸塚道路整備課長 資料50ページの報告第 19号でございます。

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類ですけれども、お手元にお配りしております冊子により説明させていただきます。まず、1ページをお願いいたします。

平成18事業年度事業報告書でございます が、道路公社の設立目的、事業の概要、そし て実施状況を記載しております。

2ページをお願いいたします。

2ページの方には、通行台数及び料金収入 の状況を記載しております。 通行台数としまして、118万3,476台、料金収入、下の方ですけれども、2億2,176万5,720円となっております。計画台数、そして計画収入を下回っております。しかしながら、経営努力によりまして、償還計画に支障を来すような事態には至っておりません。

3ページの後の4ページですけれども、損益計算書を初めといたしまして、以下関係書類を記載しております。

去る9月8日の松島有明道路の開通に伴いまして、松島有料道路の交通量が、昨年同時期と比べまして約7割の増加になっております。これは想定に近い交通量でございまして、今後道路公社の経営も安定の方向に向かうことが期待できると考えております。

以上、道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○松永河川課長 報告第20号の財団法人白川 水源地域対策基金の経営状況を説明する書類 に基づきまして説明を申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

事業の欄に書いてございますが、本基金は、 白川水系の立野ダムの建設に伴い必要となり ます水没地域の住民の生活再建、及び水没関 係地域の振興に必要な措置に対する資金の交 付及び調査等を行うために設立されたもので ございまして、平成18年度の事業では、関係 県市町から負担金143万8,000円を受け入れま して、基金の基本財産の運用益もあわせまし て事業を行っております。

水没関係地域の振興及び環境整備に必要な 措置に対しての資金の交付ということで、南 阿蘇村に対しまして、道路整備に要する費用 の助成として、同じく143万8,000円を助成し ております。

また、下に書いておりますが、ダム建設に 伴い必要となる情報交換及び連絡として、基 金の理事会、評議員会を開催しております。

2ページをお願いいたします。

18年度の収支計算書でございます。

表中ほどの収入合計、これが486万264円に対しまして、下から3段目でございますが、支出合計203万5,738円で、次期繰越収支差額、これが最下段でございますが、282万4,526円でございます。

3ページは財産目録、4ページが正味財産 の増減計画書でございます。

現在の資産合計、これが3,282万4,526円となっておりまして、負債はございませんので、正味財産が3,282万4,526円となっております

続きまして、8ページをお願いいたします。 19年度の事業計画でございます。

19年度の事業といたしまして、南阿蘇村が行います道路整備に対しまして450万円の助成を計画しております。

今後とも立野ダム建設が円滑に推進されます よう努めてまいりますので、よろしくお願い いたします。

以上でございます。

○山本都市計画課長 52ページをお願いいた します。

報告第21号財団法人くまもと緑の財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

冊子をお配りしております。平成19年9月、 財団法人くまもと緑の財団の経営状況を説明 する書類をごらんいただきたいと思います。 1ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度事業実施概要でございます。

地域緑化及び景観整備等を推進するため に、基金等を原資としまして各種助成事業を 実施しております。

1番目としまして、基本財産等の造成状況 でございます。一番右の計の欄でございます。 19億9,913万1,984円でございます。

それから、4ページをお開きいただきたい と思います。

平成18年度決算書、収支計算書をつけてお ! ものでございます。 ります。最下段でございます。収入合計が7. 085万5,340円でございます。

5ページをお願いいたします。

支出の部で、当期支出合計が5,586万2,987 円、次期繰越収支差額が1,499万2,353円とな っております。

続きまして、6ページに貸借対照表、それ から7ページに財産目録を記載しておりま す。

8ページをお開きいただきたいと思いま

大きな3番目としまして、平成19年度の事 業計画を記載しております。

2番目の緑化基金に係る事業としまして、 (1)普及啓発事業、それから2番目、助成事 業としまして、緑化ボランティア支援助成事 業、それから花いっぱい運動助成事業等を推 進してまいります。

9ページには、平成19年度の収支予算書を 掲示しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○首藤下水環境課長 下水環境課長でござい ます。

資料の53ページでございますが、報告第22 号財団法人熊本県下水道公社の経営状況を説 明する書類の提出についてでございます。

お手元の財団法人熊本県下水道公社の経営 状況を説明する書類で、パンフレットがござ いますので、これで御説明させていただきま す。

これは、平成18年度から指定管理者制度を 導入したことに伴いまして、昭和63年度以降、 流域下水道の管理を行ってまいりました財団 法人熊本県下水道公社が、平成18年3月31日 をもちまして解散いたしました。このため、 民法に基づきまして清算の事務処理を行いま して、平成19年3月16日、清算が結了しまし たので、その内容について御報告申し上げる

お手元の白いパンフレットの1ページをお 開きくださいませ。

清算書でございます。

まず、1番目の解散時の資産総額でござい ますが、これは平成17年度に公社が締結しま した委託業務にかかわる未払い金約6,100万 円余でございますが、これと公社の残余財産 でございます6,600万円余の合計で、公社か ら清算法人が引き受けました額でございま

2番目の解散後の収入につきましては、そ の後に発生しました利息、還付金がございま して、これと1番の解散時資産総額とを加え ました1億2,731万7,481円が清算の対象とな る総額でございます。

次に、3番目の解散及び清算諸費につきま しては、(1)で解散事務に要した経費と(2)の 未払い金の支払いの合計でございます。

この1番と2番の合計の清算総額1億2,73 1万7,481円から、この3番目の解散及び清算 諸費を差し引いた残りが、4番目の差引残余 財産の額6,518万1,073円でございます。これ が清算の対象となるものでございまして、こ れを5番目の残余財産の処分方法に記載の12 団体に出捐金の比率に応じまして配分し、寄 附を行って清算を終えました。

以上で御報告を終わります。よろしくお願 い申し上げます。

○吉川住宅課長 住宅課でございます。

54ページの報告第23号でございますが、お 手元の熊本県住宅供給公社の経営状況を説明 する書類に沿って御説明いたします。1ペー ジをごらんください。

平成18年度事業の実施状況についてでござ います。

まず、分譲事業でございますが、光の森で 103区画を分譲したのを初め、他の5地区で1 4区画、合計117区画を分譲いたしております。

次に、賃貸管理事業でございますが、宇城市小川町の60戸を初め、ほか2地区で78戸、合計138戸の公社賃貸住宅を管理、運営するとともに、公社ビル管理事業等を実施しております。

また、賃貸住宅等管理受託事業といたしまして、熊本県や独立行政法人都市再生機構等から賃貸住宅等の管理業務を受託いたしました。それぞれ実施しております。

次に、武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業でございますが、菊池郡菊陽町津久礼ほかで、施行者として前年度に引き続き実施いたしました。

なお、実施期間でございますけれども、清 算期間として5年間を追加し、事業終了年度 を平成18年度から平成23年度に変更いたしま した。

次に、2ページをお開きください。

2ページから11ページまでですが、これは 平成18年度の貸借対照表、損益計算書、剰余 金計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財 産目録でございます。

まず、2ページ、3ページでございますが、貸借対照表になります。

3ページの上から3段目になりますが、特定準備金において、前期決算額17億3,900万円余から当期決算額がゼロ円になっておりますが、これは、平成18年6月に、地方住宅供給公社法施行規則の改正に伴いまして、住宅宅地分譲事業準備金及び賃貸住宅管理事業準備金の取り扱いが、残高の全額を利益剰余金に移行することになったためでございます。よって、熊本県住宅供給公社においても、特定準備金17億3,908万1,018円全額を利益剰余金へ移行させております。

また、それに伴い、一段下の剰余金が、前期決算額2億5,000万円余から当期決算額19億9,000万円余へ増加しております。

次に、4ページは損益計算書でございます が、一番下にありますとおり、当期純利益と

次に、賃貸管理事業でございますが、宇城 いたしまして4,500万円余を計上いたしてお ります。

次に、12ページをお願いいたします。 平成19年度事業計画でございます。

まず、分譲事業でございますが、光の森93 区画、ほか4地区で20区画、計113区画の分 譲を実施する計画でございます。

次に、賃貸管理事業といたしまして、宇城市小川町の60戸、ほか2地区で78戸、合計13 8戸の公社賃貸住宅を引き続き管理、運営するとともに、公社ビル管理事業等を実施する計画でございます。

また、賃貸住宅等管理受託事業といたしまして、熊本県、独立行政法人都市再生機構等から賃貸住宅等の管理業務を受託、実施いたします。

次に、武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業でございますが、菊池郡菊陽町津久礼ほかで、施行者として引き続き実施していきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終 わりました。

ここで質疑を受けたいと思います。質疑の ある方はどうぞ。

○山本秀久委員 ちょっとお尋ねしますが、 ずっと書類を見ていて、国庫内示減が大分多 いみたいだけど、それにまた増額もあるよう だけど、どのぐらいの比率が出ていますか、 減額。

○鷹尾監理課長 今回、国庫の内示でございますが、全体で見ますと、平成19年度の現時点における内示総額は500億5,456万1,000円ということで、平成18年度のこの時期の内示に比較いたしますと、全体につきまして、おおよそ対前年、同じぐらいの比率で内示をい

ただいているという状況でございます。

○児玉文雄委員 7ページの橋梁長寿命化修繕計画事業、これは初めて聞いたような名前だけど、物には寿命というのがあるわけですよね。その寿命を超して長くするのか。そうすると、いろいろ橋なんかで問題になっているのは、耐震構造化ができていないとかなんとかで、まず耐震構造をやって地震に耐えるような橋、そういうのをした上で長く保てるのか。それなら、その長い期間というのはどれくらいなのか。

それと、今やっぱり各地域で問題になっているのは、橋は寿命的にはもつかもしれぬけど、道路幅員が狭いと。そういうのは、道路幅員を拡張して寿命化を図るのか、ただ寿命化を図っていくのか、そこらあたりのちょっと説明をお願いいたします。

○宮本道路保全課長 熊本県が管理します橋 梁は、2メーター以上でございますが、3,80 0橋、このうち長寿命化修繕計画の対象とな ります橋長20メーター以上が930橋ほどござ います。

現在では、建設されてから50年を超える橋梁が45ございます。これは約5%足らずでございますが、10年後には128橋、14%、それから20年後には……

○井手順雄委員長 ゆっくり言わなわから ぬ。マイクを近づけてください。

○宮本道路保全課長 20年後には、344橋、 約37%、4割近くが高齢化することになりま す。

10年後、20年後に集中します橋梁の高齢化 対策としまして、これまでは傷んでから補修 する対症療法的な修繕とかかけかえをやって まいりましたが、より一層橋梁の安全性、信 頼性を確保するためにも、この計画を策定し まして、予防的な修繕、計画的なかけかえ等、 橋梁の保全計画を展開してまいりまして、橋 梁の補修、かけかえ費用の縮減と平準化を図 ることとしております。

橋梁の寿命につきましては、通常60年から75年と言われております。この老齢化の目安が50年ということですので、一応50年の橋梁を対象として、予防的な補修、それから計画的なかけかえをしていくということでございまして、細やかな補修をすることによりまして100年以上は耐用年数がもつというふうに言われております。

それから、幅員等につきましては、この橋 梁補修と同時に路側の幅員等が以前の幅員で やられておりましたので、同時に幅員を広げ る、それから支承等の改修等も含めてやって おります。

よろしゅうございますか。

○児玉文雄委員 ということは、今後、熊本 県の老朽化した橋、まあ一つの目安が50年、 それ以降の橋は、ほとんどこういう長寿命化 で補修をして100年までもたせるということ は、あんまりかけかえ等はしないためのこの やり方、どうですか、そのあたりは。

○宮本道路保全課長 かけかえは全然なくなるということはないかと思いますが、一度に集中するかけかえの橋梁数を平準化して、何年かで平均的にかけかえていくという形になるかと思います。全体数としては、かけかえ橋梁数は少なくなるように、予防的な補修を進めてまいります。

○児玉文雄委員 それなら、拡張もちゃんと した上でやるというわけですね。道路の幅員 あたりもですね。

何かしら不安を感じるような感じですよ ね。橋げたが落ちたとかなんとかなりはしな いかなと。そこらあたりはちゃんと計算づく でやっておられるのか。

今まで過去に橋の、まあ大きいのはどこか 山鹿あたりで橋げたが落ちて、人命が、被害 があって亡くなりか――亡くなりはしなはら んだったか、ああいうのが幾つか県に事例が あるわけですよね。大体、そういう事故とい うのは、何年ぐらいでそういう事故が発生す るんですか。

○宮本道路保全課長 今おっしゃいましたのは、植木温泉のところで、梅雨時期に伊知坊橋という橋が落橋しましたが、これは橋脚が洗掘されまして橋脚が倒れたために上部が落ちて、その中にちょうど運転されていた主婦の方と娘さんお2人が落橋されて、2人亡くなったんですが……

○児玉文雄委員 何十年ぐらい経過しとった のかな。やっぱり洗掘されたということも、 つくってすぐ洗掘されることはないから、長 い年月の中で下がえぐられてそういう事故が 起きているわけだから、大体どれぐらいかな。

- ○井手順雄委員長 どうですか、答えできま すか。
- ○児玉文雄委員 大体のところでいいたい。
- ○宮本道路保全課長 ちょっと架設年次がわりませんので、何年間経過したかというのは
- ○井手順雄委員長 それは調べてから。
- ○宮本道路保全課長 はい、後ほど調べまして……。
- ○児玉文雄委員 何かしらこのやり方を見ていると、今後熊本県には、かけかえの橋がも うなくなるか、大変少なくなると、これが一

つの政策的になってきはしないかというような心寒い感じがするわけですよね。老人会じゃなかばってん、長寿命どうのこうのと言うてから、高齢化とかなんとか書いてあるけど、何かしら私は心寒い。やっぱりある程度――まあ一つの基準というのは50年ですかね。

○宮本道路保全課長 老齢化の目安として50 年という形でございます。

○児玉文雄委員 50年でしょう。それから以上のを、いろいろ幅員を拡張したり補強をしたり、そして100年までぐらいもたせたいと。何かしら危険もそこに伴うような事業じゃないかと。それと、少々寂しいこれは政策だな。

○井手順雄委員長 じゃあ、これにあわせて 耐震という形の中で、橋梁の改修というのは、これとは別な工法というか、また別な予算づけでやっとられるわけであると思うんですが、50年寿命の来たやつが45橋ぐらいあると。 そういう中で、耐震工事はどうなるんですかね。 ちょっと関連で質問したいんですが。

○宮本道路保全課長 平成7年の兵庫県南部 地震以来、平成7年から14年度までかけまし て落橋防止ですか、けたがかりが短いやつと、 横にずれて落ちるやつの落橋防止を重点的に 進めてまいりましたが、最近は下部工の補強 ということで、下部工の鉄筋量が中段で少な くしてあるから下部工が折れ曲がったという ことで、下部工の補強関係を進めておりまし て、この耐震対策が、要対策橋梁数が174橋、 調査している時点でございましたが、平成18 年度末に93橋の整備を終えまして、約53%の 整備済みでございます。

○井手順雄委員長 いや、それが50年たった —ここで言う寿命化修繕工事の対象となる 橋梁に対しての耐震工事もあわせて行ってい るんですかという意味ですけれども。

○児玉文雄委員 それは私も言ったでしょうが、耐震構造がちゃんとできとるのかと。じゃないと、ただ、耐震ができずに、いろいろ道路拡幅したり補強したりしても、法的にそれが完全に耐震工事が進んでいるというクリアができるのかと。

だけん、この45のうち、今耐震改修ができてないのがどれだけぐらいあるのか。これは全部耐震は済んでおりますというのか、問題はそこですよ。

○渡邊土木部長 実は、熊本県では、さっきのをちょっと強くしますけど、平成3年に伊知坊橋の事故がございました。人が2人亡くなったということで、その後全橋梁3,800についてまず緊急調査をしました。それから、悪いところはずっと順次補強をやってきました。平成13年、10年たった時点でまたもう一回、熊本県は独自に全橋梁を調査をかけております。そして、計画的にそれぞれやっています。

それと別個に、耐震化というものについては、緊急輸送道路というのが県の中に決まっていまして、そこの橋長が何十メーター以上か……済みません、ちょっとメーター数、わりかし長い橋梁については、耐震を全部チェックして順次耐震化を今やっています。それが先ほど宮本課長が言った、今まで93橋ができていると。それが今天草の5橋も含めてやっています。

それと別個に、今度長寿命化というのは、 これは国全体の話です。熊本県だけじゃなく て、補助事業ですから、日本国全体で、先ほ ど高度成長期に非常に多く橋梁がかけられた ということもあって、これが一遍にかけかえ 時期が来ると、非常に財政的な面も、いろん な面で支障が出るので、これを平準化しよう と。寿命を延ばしながら、いろんな手当てを しながらバランスよくかけかえあたりができるような計画的なものにやっていこうというようなことが一番手に置かれたこの日本全体のあれで、熊本県の場合、これで3カ年で20メーター以上の橋梁のチェックを今から全部やると。

今まで私ども、独自で伊知坊橋から調査を やったものを、それと耐震橋梁のもの、それ を含んだところでこの計画を立て直すという ことにしております。決してかけかえをしな いということじゃなくて、一遍にかけかえ時 期を迎えないような方法をこの計画の中で入 れて、手当てを少しずつやっていこうという 考え方の計画でございます。

○児玉文雄委員 一応、物には寿命というのがあるわけですよね。この寿命を延ばすということは、かなりのやっぱり補強、まあ人間でも80あたりになりゃあした死んでもおかしくない。この橋でも、50年たちゃ、いつ橋が落ちたり、いろいろの――下部がいろいろ掘削されて横倒しになったとか、そういう事例はあるわけですよね。言葉としては、平準だとかなんとかいい言葉のごたるけど、どうもあんまりいい政策じゃないなと。何か事故でも起きたら、これは大変な責任ですよ。

○渡邊土木部部長 もう一言ちょっと追加させていただきますと、そういう危ない橋梁というものが見つかれば、物の品質というものが、やはり寿命が同じ橋でも、非常に品質的にいいものというのは──まあいいものと悪いものとそれぞれありますので、非常に品質が劣化しているものについては、それはもう50年でもかけかえるということになるかと思います。そういうのを全部調査して、すべてを長寿命化するということじゃなくて、やはりその状態に合わせてかけかえなり補強で、長引かせるものは補強で長引かせる、そういう対策になろうかと思っています。

○児玉文雄委員 だから、心配は、道路幅員 も改良もせずに長寿化だけ図ったんじゃ、地 域住民の今の、何というか、大変交通安全上 とかいろいろで苦労しとる。

わかりやすく言うと、甲佐の田口橋、あれをかけかえてくれていつもお願いするんだけど、あれも恐らく50年ぐらいもうたっているんじゃないかな。まだ若い橋だったら補強もされないと。そうすると、道路の幅員は、大型が通ったら、通学路もその道路は兼ねとるわけですが、もう何しても体を橋の方にこうしておらないと、トラックあたりが通るときは危険で仕方がないと。

そういうのも、やっぱり完全な今の規格に合うたというか、私はやっぱりその長寿化を図るときは、そういういろいろの問題を整理した上で長寿化を図るというようなことをやらないと、ただ橋の寿命を延ばすだけでは、私は、大変問題をそのまま先送りしたことになりゃしないかという気がするんです。

私は以上です。

○井手順雄委員長 じゃあ、そこら辺もあわせながら今後検討していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〇山本秀久委員 監理課長、さっき言いよったように、比率の関係で聞いたけれども、その問題でちょっと私懸念するのは、よく勉強不足でわからぬけれども、今ゼネコンが一地場産業育成は重要だ。そういうときに、今までゼネコンが大体熊本に100社以上あったと思う。そういうとき、入札問題とかいろいろな問題で、ちょっと営業所を外してしまうわけだな。そうしたら、雇用の問題なんかが大変――事務所を借りている100社なんかがここの地元におれば、いろんな問題に――大体1つの営業所なんかが2,000万円ぐらいの

金を落としとると思うんだよな、家賃とかなんかで。そうしたときに、そこに働く従業員のやっぱり雇用の問題もあるし、だからってゼネコンがどうのこうの言っとるんじゃないんだ。地場産業育成だから。だから、そういう点の問題というのはよく考えてやっていかぬと、みんな熊本から引き揚げてしまうような感じがしてならないわけだな。そういう点もよく考慮した物事の解釈はしてあるのかどうかだね。

○鷹尾監理課長 発注政策についてのお尋ね ……土木部といたしましては……

○山本秀久委員 私が言うのは、ゼネコンが おるからどうのこうのという、それを入札と かどうのではないんだ。ただ、そういうもの が引き揚げてしまうような状態が生まれてき よるが、そういう点の検討はどういうふうに しとるかということだね、熊本県として。相 当に雇用の促進にも、大変やっぱり――ほと んど福岡に引き揚げてしまいよるわけだな。

○児玉文雄委員 営業所だよ。何々建設会社 の熊本営業所というのが、今全部福岡にまた 逆戻りしよるわけだよ。そうすると、新幹線 あたりができりゃ、もう全く熊本はゼロにも 近くなるような可能性があると、その心配を 聞いておられるわけです。

○鷹尾監理課長 発注に当たりまして、土木 部といたしましては、建設業、ゼネコンの営 業所も含めて、委員御指摘のとおり、地域の 経済、雇用に非常に大きな役割を持っておる ということは理解をいたしております。

基本的には、県の発注の中で、地元でできるものは地元でということではやっておりますが、当然県外でなければできない工事もまだたくさん残っております。そのあたりについて、なるべく地元に地の利のある方が参加

しやすいような形は、今後とも工夫、研究を していく必要があろうかなというふうに思っ ております。

〇山本秀久委員 先行きいろいろ考えたときに、営業所を持った会社がやっぱりいろいろ 入れるような感じがあればいいけど、今の状態でいくと、どこからでもわっと入ってこれるわけだな。そういう点は、やっぱり各支店の問題もよく考慮すべきじゃないかなという感じが私がするわけだな。

○鷹尾監理課長 委員御指摘の点、非常に重要な問題と思っておりますので、具体的にどういう方法が制度の中で可能か、しっかり研究してまいりたいと思っております。

○児玉文雄委員 だから、入札条件のとき、 熊本市に営業所を持っている業者というよう な条件をつくるとかなんとか、まあそういう ことも一つの方法でしょうね。

〇井手順雄委員長 これはちょっと難しい問題でもありますし、この辺はやっぱり、今話の中で、地場企業ができるものは地場企業、ゼネコンさんが、特殊技術が必要なものは必要なもので選ぶというようなすみ分けをしながら、お互いが立っていくようなやっぱり発注というのを今後心がけていっていただきたいというふうに思います。

〇山本秀久委員 今委員長も言われたように、ただもうそのときに、ここに営業所がないのがよそから来てぽっと入ってしまう。熊本県に営業所を持った人間は、やっぱりよく考えとかんといかぬということを言っている。

○井手順雄委員長 条件つけとくたい、熊本 は。 ○鷹尾監理課長 新幹線の関係で、いろんな メリットもデメリットも予想されるわけでご ざいますし、関係の部局とも連携し、その辺 情報交換しながら工夫をしてまいりたいとい うふうに思います。

〇岩中伸司委員 関連もするんですけれども、新幹線は前置きで、私が一番心配するところはそこですね。新幹線が来れば35分で福岡まで行くなら、これはそれだけじゃなくて、県の福岡事務所も引き揚げて熊本に来るとじゃなかろうかと。それぐらい空洞化していくという心配、これは蛇足ですが、そんな感じで思っています。

ちょっと1つ、最近報道されたので、落札 率が昨年度、その前年度と比べれば9ポイン トぐらいは下がっているということで……

○井手順雄委員長 それはちょっとその他に なりますので、議案の中で……。

○岩中伸司委員 それなら、その他で。それ なら、議案でいいですか。

○井手順雄委員長 はい、どうぞ。

〇岩中伸司委員 今、内示減の話が出されていましたけれども、私も、地元でこれを見ていけば、9ページにも、高潮対策で、この荒尾海岸はマイナスの6,000万円、これは河川課ですけれども、あと都市計画の中で、12ページ、これも荒尾に関係するやつが記載をされていて、補正額が1億9,500万円ということですので、これは直接事業にかなり影響もあるんじゃないかと思うんですが、その辺は河川課、それから都市計画課、どうでしょうか。

○松永河川課長 御質問の9ページの4行目

ます荒尾海岸、荒尾市、この分の6,000万円 減のお話かと思います。

これにつきましては、実は荒尾海岸につき ましては、今ノリの補償の関係で事業が少し トーンダウンをせざるを得ない状況になって ございます。それが1つ。

それと、湯の児海岸で、どうしても19年度 に補助事業を完成させて早く事業化をはっき りさせたいということで、湯の児の方を増額 を要望したという経緯がございまして、そこ の差し引きでトータルで1億2,000万円の増 ということで内示があってございます。

以上でございます。

○山本都市計画課長 都市計画課でございま

12ページの、今岩中委員の御指摘のところ で、単県街路の方が1億円減額になっており ます。これは万田下井手線が補助の方で採択 されましたので、この単県の方は減らしたと いうことで、事業等については支障がござい ません。

それから、もう一つの緊急地方道路整備の 方の荒尾海岸線ほか1線ということで、これ についても全体のトータルの中で工事をちょ っと考えております。それで、これは全体で 1億9,500万円ということでございますので、 特に荒尾海岸線で今後事業の進捗に影響があ るということは考えておりません。

以上でございます。

○岩中伸司委員 都市計画課はわかりました し、さらに河川課も、荒尾にいると、ノリの 業者さんとの話で、かなりこの高潮対策はス トップをしたりして、私もいろんな地元の人 の話も聞いたことがあるんですが、やっぱり ノリの季節にこれからまた入っていくわけで すし、そういう意味での――まあ事業がダウ ンするということですけれども、これはノリ

の海岸高潮対策事業費の備考欄に書いており! が来年春に終わったら、また改めて一気にそ れはバックして、予算がつきながら事業は早 めていくということで理解していいですか。

> ○松永河川課長 どうしてもノリの時期に工 事ができないということで、事業のやり方に ついてかなり工夫してはやっておりますが、 どうしてもできない部分というのがございま して、そこら辺は今後とも工夫をしながら、 全体的な協議は御了解いただいているところ でございますので、早期完成を目指して進め ていきたいと思っております。

> ○井手順雄委員長 これは減額したわけじゃ なしで、あとこの分は延びるわけでしょう、 要は。

> ○松永河川課長 19年度予算として、19年度 内にどうしても工程上やむを得ないと……

> ○井手順雄委員長 ですから、削減したわけ じゃなしに、その分はまた次年度という形で 出てくるわけでしょう。

> ○松永河川課長 そうです。そういうことで ございますので。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○森浩二委員 電算システムの改修ですけ ど、これは最低価格が出るようにするわけで すか、わからぬようにするわけですか。

○鷹尾監理課長 今回、CALS/ECで補 正予算を要求しておりますが、最低制限価格 の算定方法をシステム上変更して行うという ところでございます。

具体的に申し上げますと、現在、予定価格 に対して、本県では、一定の比率で最低制限 価格を定めております。全国的には大変少な

い方でございまして、たしか 5 県ぐらいが同じようなやり方だったかと思います。そのほかの都道府県におきましては、工事費の内訳をそれぞれ積算の中で出してまいりますので、どれが直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、これによって工事の積算ができるわけでございますけれども、それぞれの費目ごとに一定の比率をかけて最低制限価格を算出していくというやり方を念頭に置いたものでございます。

式、例えば全国的に一般的に行われておりますのは、直接工事費と共通仮設費については100%見た上で、現場管理費のみ5分の1見るとか、こういうやり方もございまして、そのあたりの比率は各都道府県でそれぞれ状況も違いますので、どういう比率にすべきかということについて、今現在関係都道府県を視察しながら、県としてどのような率がいいかということについて検討しているところでございます。

○森浩二委員 長崎かどこか、何かあったで しょう、高どまりの入札になるというのが。 平均価格かなんか出して、高い方が落札する というような。長崎県だったか、長崎市だっ たか。ああいうふうにはならぬわけでしょう。

○井手順雄委員長 総合評価だろう。

○児玉文雄委員 いや、あれは総合評価じゃないんですよ。平均をとるんですよ。入札価格の平均をとって、それが一つのラインになるわけです。だから、熊本市も、一時入札するのを、下限というのを平均──だから、高く100入れるわけですよね。そして、下が70入れると。これをごっちゃまぜて割れば、平均が80とか85とかになるわけですよね。それでいろいろ問題が起きてきたんですよね。

○鷹尾監理課長 森委員御指摘のとおり、市

町村も含めますと、例えば入札者の、今児玉 委員お話しのとおり、入札金額の平均をとっ て出すというようなやり方もあるやには聞い ております。本県の場合には、そこを想定し ているものではございません。

- ○森浩二委員 それじゃ、ないわけですよね。
- ○鷹尾監理課長 はい。
- ○森浩二委員 たしかあれは最低価格が、みんな80%ぐらいで入れて、平均が――そうすると、高い方が99ぐらいで入れているわけですよ。そっちの方が落札するわけですよ。
- ○井手順雄委員長 それはあり得ぬど。
- ○森浩二委員 いや、平均すると82~83%が 失格になっちゃうわけですよ。残りの高い方 がとるということで、そのシステムじゃない わけですね。
- ○鷹尾監理課長 そのシステムではございません。
- ○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○渡辺利男委員 住宅課にお尋ねしますけれども、県営住宅条例の一部の改正ですけれども、これは暴力団の排除が目的ですが、県内で実際この対象になるような案件があるのかどうかというのと、もう一つは、暴力団じゃないけれども、非常に住民に迷惑をかけとる入居者というのはあちこちにおるわけですよね。それで、入居者の安全と平穏を破壊しとるような常習者がおって、非常にやっぱりそこの団地の自治会あたりは苦労されております。そういう案件はどれくらいあるのか、把握されているのかをまずお尋ねします。

ですが、県営住宅では把握できておりません。 ただ、市町村の公営住宅について、一部の市 町村で暴力団が入居しているという情報は聞 いております。

それから、暴力団関係者じゃないですけれ ども、そういう周りに迷惑をかける入居者と いうのはいらっしゃるというのは聞いており ます。それはちょっと精神に障害があったり、 そういう方というふうに聞いております。

○渡辺利男委員 何カ所ぐらい把握されてい ますか。

○吉川住宅課長 数についてはちょっと把握 しておりません。申しわけございません。

○渡辺利男委員 私も、何回かやっぱり間に 立ってやりとりしたことはありますけれど も、数を把握するのはわからぬとですたいね。 現場では、非常にもう迷惑して、そして退去 させたいけれどもなかなかうまくいかぬで、 むしろ周りの人が逃げ出して退去したりしと る例もあるぐらいで、いろいろ言うと、いや、 それはもう健康福祉部の方の仕事ですからと いうことで、住宅課はあんまり手出しできな いようなことを言われるし、じゃあ健康福祉 部の方がそういう住居の退去まで含めてでき るかというと、それは人権問題もはらむから そこはできないということで、結局、そうい った方に対する責任の所在ははっきりせぬわ けですよね。結局、住民の方が迷惑して泣き 寝入りをしとる。もう毎晩どかどかたたいた りとか、タクシーがわりに晩に救急車を呼ぶ 人とか、いろいろおるわけですよ。

そこは、やっぱり住宅の管理者としての住 宅課が責任を持つのか、あるいはもう完全に それは福祉の方の部門だから、そっちが周り に迷惑をかけないように何らかの対策を講じ るだとか、はっきり連携をとってしてもらわ

○吉川住宅課長 まず、暴力団関係者の入居 ! ないと、本当にもう自治会の役員の人たちは なり手がないぐらいですよ。数も把握しとら ぬというふうだからですね。そういうことじ やいかぬなと思いますけれどもね。

> 福祉部との連携とかはされているわけでし ょう。実例はたくさんあるでしょう。そうい う困った案件については、常時やっぱりどこ に何件ある、どういう人がおるというぐらい はわかっとるはずと思いますけれどもね。数 はわからないですか。

> ○吉川住宅課長 そういう事例について、ト ラブルのあった事例とか、それぞれ対処して おりますが、それを統計的にちょっととって いないということでございます。

> おっしゃったように、夜騒いだり、木刀を 持って、言うなら裸になって回ったりとか、 あるいは今おっしゃったように救急車を夜間 何回も呼ぶとか、あるいはペットをたくさん 飼うとか、そういういろんな情報はございま す。

> ただ、住宅課といたしましては、それは入 居者個人の問題ととらえておりまして、そう いう状況があるから出ていってくれとかはな かなか言えないわけでございまして、ただ中 に入って、静かにしてください、迷惑かけと るからと、そういうことはある程度言いには 行きますけれども、なかなかやはり入居者個 人というか、それぞれの問題ですので、対応 が難しいところではございます。ただ、そう いう精神薄弱とか精神的なちょっと問題があ るという、そういう方々につきましては、福 祉と連携しながら必要な対策はとっていって おります。

> ○井手順雄委員長 今のあれですけれども、 そうしたら警察との連携はどうですか。何ら かの形で、その際警察を呼んだり、交番、例 えば警察関係の方が来て対応したと、そうい う事例は何回とか、そういう把握もしてない

んですか。

○吉川住宅課長 例えば器物損壊があったときには、派出所の方から、まあ自治会長さんが呼ばれたとか、そういうのはございますけれども、直接そういう暴力ざたとかなんかを住宅課に連絡をして、住宅課から警察に連絡したという事例は、私が来てからはございません。

○渡辺利男委員 普通民間のアパートだった ら、周りの迷惑しとる入居者は、やっぱり家 主さんにまずかけ合いますよね、何とかして くれて。入居するときの条件があるはずです から、周りにそういう生活の安全とか平穏を 破壊するような人は、当然そういった最初の 条件に違反しとるわけだから、それはやっぱ り住宅を貸しとる住宅課の責任というか、管 理責任というか、そこが一番最終的に責任を 持って、そういう人たちの退去なり何らかの 対策を講じるべきじゃなかっですか。それな ら、周りの迷惑しとる入居者は、福祉の方に 言って何とか、民生委員の人とかいろんなと ころに言っていかなんとですか。住宅課は全 く関係ないわけですか。

○吉川住宅課長 そういう迷惑行為について、それぞれ事例があると思うんですが、私たちの判断で退去命令を出すとかいうこと、言うなら、感情的になって、隣同士のいさかいとかいうこともございます。ですから、明らかに福祉的な要素がある場合につきましては、福祉部局と協議いたしまして、例えば入院をしていただくとか、そういう事例もあるんですけれども、ただ、近隣関係で何かあったということで、それをもってすぐにというわけにはいかないと思います。

だから、何かやっぱり法的に事件を起こしたとか、あるいは傷害事件とか、あるいは器物損壊したとか、そういう事例をもって退去

していただくということになると思うんですが、ただ単にトラブルがあったというだけでは、ちょっと退去をしていただくということにはつながらないと思っております。

○岩中伸司委員 近くのトラブルでというの は、今課長おっしゃるように、難しいですね。 非常にどこまで言っていいかわからないと思 うんですが、明らかにその入居者のおかげで、 その隣や下の人や上の人がもう100%迷惑を こうむっているという、そんなケースは、私 は、きちんとやっぱり管理者として物を言っ て、迷惑かけとる立場にはやっぱり立っちゃ いかぬと思うし、何か私もそういう事例を幾 つか聞いているんですね。それで、どんなに しても解決しないというのが20年続いてい る、県営住宅で。だから、やっぱりこの辺は 早目に手を打つ。単なる隣近所のいさかいじ やない場合は、やっぱり的確な対応をして退 去してもらうというか、これは必要じゃない かと思うんですね。

そういう事例は、今集約されてないという ことですけれども、私は、それぞれ担当者の 方が声はたくさん聞いているので、すぐこれ は集約できるとは思うんですよね。ぜひやっ ぱりそれは本当、今渡辺委員おっしゃったと おり、早急に対策は打ってほしいですね。

○井手順雄委員長 部長、総括で何かなかっですか。収拾がつかぬですばい。

○渡邊土木部長 難しいですね。

住宅課長が話しているのは、結局、対応できるときの法的な部分がきちっと住宅の入居の契約の中にあるのかどうか、それと、自分たちがそういうふうに対応できるのかどうかというので、今のは多分契約の内容からすると、非常に対応が難しいということを申したと思います。

今回の暴力団についても、実はその暴力団

今おっしゃったようなことが、非常に周りの方に相当迷惑をかけてどうしようもないというのが何十年も続いている、これをほっとくのかということについては、もうちょっとうちの方でももう一遍検討させていただきたい。どういう事例があるのかを含めて、そして、今対応ができるのかどうか、そこら辺ももう少しうちの方でちょっと検討させていただきたいと思います。

○渡辺利男委員 せっかく部長が言われましたけれども、結局、さっきの住宅課長の話では、傷害事件か殺人事件か起こさぬ限り退去命令は出せないような感じですよね。ところが、そこまでいかぬでも、本当日常的に周りが迷惑しているような状況なんかあるわけで、そういう場合にも退去命令が出せるような何か、今度せっかく一部改正が出たわけですから、暴力団に対しては。そういう方たちについても、何らかのやっぱり強制的な対策が講じれるようなことを研究してくださいよ。でないと、もう本当自治会の人たちは頭痛めとんなはりますからね。よろしくお願いしときます。

○井手順雄委員長 お願いしときます。

○堤泰宏委員 住宅供給公社の県営の管理住宅、今お話に出ていたけど、県の住宅供給公社が管理しとる貸し家ですよね。この事業が、いつも何か入居者のこととか家賃の滞納のことで本会議あたりでも質問が出ますが、最初何で住宅供給公社ができたのか。何か住宅事情が悪いからできたという答弁も聞きまし

た。今は住宅事情は悪くないわけですね。も う空き家率あたりがかなり高くなって、民間 のアパート経営をされとる方なんか、かなり 御苦労されておるわけですね。国の住宅、県 営住宅、市営住宅、たくさんあると思います が、そういうところとの競争になって、家賃 はやはり県営、市営が安いと、自分たちは税 金を納めながら細々と民間の住宅を経営して いる、自分たちが納めた税金の一部で公営住 宅ができて、その家賃の安さに自分たちの事 業が圧迫をされている、だから、もう県営住 宅とか市営住宅はやめてもらいたいと、そう いう意見もあるわけですね。

そうすると、今度は、県や市の立場、まあ 市はどうでもいいんですが、県の立場として、 今のようになかなか質の悪い入居者の退去と かが難しいわけですね。民間ですと、これは もう家主は生活がかかっていますから、変な 入居者がおれば、元気のいい家主は乗り込ん でいって出しますよね。行く先があるとかな いとか、それは次の問題であります。おとな しい家主さんは、警備保障会社にお願いをす るとかですね。警備保障会社あたりとは契約 しとれば、必ず警備保障会社が行って対応し ます。夜中でも昼でもですね。県の住宅は、 なかなかそういうことはできないと思います ね。世の中の流れの中で、私は、もうこうい う公営住宅はだんだん民間に払い下げて、身 を軽くされたがいいと思うですね。

それから、これは、今この資料が出ておりますので今質問してもいいと思いますけれども、この熊本県道路公社、これは平成4年に設立と書いてありますけれども、私は中身はよくわかりませんけれども、国の道路公団と目的とか趣旨は余り変わらないと思うんですね。道路公団は民営化、熊本県道路公社は、まあこれはどうされるか知りませんけれども、やはりこういうのもだんだん身を軽くされた方がよくないかと思います。

それから、今度は、これは答えは要りませ

ん。今のは答えをいただきたいと思います。 報告事項1、大雨の被害ですね。台風4号、 台風5号……

- ○井手順雄委員長 これはまだ……
- ○堤泰宏委員 これはまだだったですか。
- ○井手順雄委員長 また後から報告した後に 質問をお願いします。
- 〇堤泰宏委員 わかりました。じゃあ、これ は後で質問します。

今の住宅供給公社の件はぜひお答えをして ください。いつもだからですね。本会議でも よく出ていますから。

- ○井手順雄委員長 身軽にできないかという ようなことですね。
- ○吉川住宅課長 公営住宅は、公営住宅法に 基づきまして低額所得者の方に入居していた だくということでございまして、どうしても 家賃が非常に低くないと入っていけないとい う、そういうセーフティーネットといいます か、住宅の住みかのセーフティーネットの関 係がございますので、やはり公営住宅は必要 かと思っております。
- ○堤泰宏委員 家賃は幾らぐらいからです か。

今、割と老朽化した賃貸アパートがあいとるんですよね。大体2万円から2万5,000円で2DKぐらい。ですから、県はもっともっと安いのかなと思う。しかし、それを払い切らぬ人たちはもう生活保護なんですよ、ほとんどが。だから、今の説明はちょっと私は納得できないですね。

○吉川住宅課長 県営住宅に入居が可能な方

は、政令月収といいますか、これが20万円以下の方たちなんですけれども、やはりその家賃につきましては、建物の経過年数、面積の広さ、立地条件、そういうことによりましてそれぞれ違うのでございますけれども、大体家賃としましては、安いところでは、これは改良住宅ですけれども、4,000円からございます。高いところでは、収入によっても階層があるんですが、それと建物の、応能応益といいまして、そういう利便性とか、そういうもので大体6万円前後まであります。

- ○堤泰宏委員 4,000円から6万円前後まで ですよね。
- ○吉川住宅課長 そうです。
- ○堤泰宏委員 そうすると、20万円以下の収 入といえば、まあ最低は幾らか知りませんけ れども、今民間の月収20万円というのはあん まり低くないですよね。サラリーマンという のは、今非常に賃金が安くなっています。年 収が150万円ぐらいの人はざらですもんね。2 0万円といいますと240万円ですから、月収20 万円というのは最低所得者じゃないような気 がしますね。これは、だんだん今派遣の会社 がふえたり、何というかな、パートがふえた り、そういうことで非常に収入が少なくなっ ています。しかしながら、民間のやっぱり2 万円とか3万円ぐらいのところにどうにかし て住んどる人が多いような気がいたしますの で、4,000円ぐらいの家賃なら、これはちょ っと安いような気がしますね。管理がやっぱ り十分できないと思うんですよね。そんな気 がいたします。
- ○井手順雄委員長 いいですか、要望で。
- ○堤泰宏委員 もう答えはなかでしょう。

○井手順雄委員長 あともう一個の、よかで : 環境になっております。 すか、道路整備課長の方には。松島道路……

○堤泰宏委員 これは後からだったでしょ う。今でいいならもう今……

○井手順雄委員長 これは報告があっていま すので。

○堤泰宏委員 これは今お尋ねしたですね。 失礼しました。道路公社の件ですね。

○戸塚道路整備課長 それでは、委員の方か らの熊本県道路公社のお尋ねの件ですけど、 パンフレットの1ページに書いてありますと おりに、目的といたしましては、地域の地方 的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化 を図って、その地域経済の発展に寄与すると か、そういった趣旨でこの地方道路公社とい うのはできております。

ただ、当時、有料道路事業というのが、道 路整備の一般道路事業とあわせまして有料道 路でやっていくというのが一つの柱でござい ました。ただ、その後の状況によりまして、 採算性が非常に厳しいところまで有料道路事 業という展開は方向転換をしておりまして、 現在、有料道路事業を地方で実施していくと いう対象物件は、採算性の面から極めて厳し い状況になっております。

そういった意味で、今回の松島有料道路に 続きます松島有明道路の方につきましても、 一時的にそういった有料事業方式を考えまし たけれども、採算性を考えまして有料道路事 業を断念しております。

そういったことで、今回の松島有料道路事 業につきましては、まだ償還が半ばというこ とでございますので、この償還が済むまでは この地方道路公社は存続させる必要があるか と思いますけれども、そういった意味で有料 道路事業の展開としては非常に厳しいような

○堤泰宏委員 この松島のことだけを聞いた わけじゃないんですよね。この道路公社の存 在自体が、今の国の道路公団に対する考え方 あたりに比べていかがでしょうかということ をお尋ねしたわけです。

○戸塚道路整備課長 地方道路公社そのもの を、先ほど説明しましたように、大きく拡張 していくというような状況はございません。 ただ、現在この有料道路事業を運営している 以上、この公社自体は存続させるということ で今やっておりますけれども、民営化の話ま で含めたところでどういった形でいくかとい うのは、今後の見通しも含めていろいろと検 討する必要はあろうかと思っておりますけれ ども、現在のところは、この公社を運営しな がら償還を目指しているという状況でござい ます。

○ 堤泰宏委員 わかりました。

○山本秀久委員 1つだけ。

ここに災害復旧の調査とか測量があります ね。そういうときに、熊本県の業者を使って いるのか、外部を使っているのか、その報告 をしてくれませんか。

○鷹尾監理課長 委託関係についても、基本 的には、県内でできるものはもう県内で出す ということで行っておるところでございま す。

これまで委託関係、実績で申し上げますと、 平成18年度土木部関係分といたしましては、 県内に発注をいたしましたのは約7割、件数 で言いまして7割の案件については、平成18 年度県内の業者に発注し、残り3割が県外と いう内訳になっております。前年とほぼ同じ 状況でございますが、少しずつではあります けれども、県内への発注件数はふえていると 一緒に立ち会ってみるという方法も必要だろいうふうに理解をいたしております。 っと私は思いますよ。そうすると、割かしこ

〇山本秀久委員 実際、今まで聞いている話が、県外の人は、そっちの状態がわからぬでやっとる人が多いわけだ。そうしたとき、何でこういう測量をしたんでしょうかねということをよく耳にするものだから、だから本当にその実情を把握した上でやってないと、県外の人というのは、側溝にしてもなんでもりなんだな。水の多いところを同じようにしとる。水の少ないところと同じような側溝を入れさせとる。そういうことで災害が起きたりなんかしとるわけだ。実際に地元の測量会社ならば、その地域を知ってるわけだな。だから、そういう点を関連して今尋ねたわけですよ。だから、よくそこのところは吟味してもらわぬと。

よく災害が起きる場所というのは、大きな 土壌とか、その水の流れというのは地元でな いとわからぬわけだね。よそから来た測量会 社はただやってしまうものだから、それで少 し何か、どういうわけか測量費が高いような 感じがする。それはなぜかというと、わかっ てないから。もうちょっと安くできるのに。 そういうふうなことをよく考えてやってくれ ぬと、よくあることですよ。だから、それを。

○鷹尾監理課長 各振興局においても、地元 にどのような会社があるのかということにつ いては把握をしているというふうに思ってお りますが、その辺の受注機会につきましても、 配慮をしながら発注が行われているものと思 っております。再度機会をとらえて、事務処 理もその旨周知しておきたいと思っておりま す。

○山本秀久委員 それで、よく、例えば今土 木事務所とか振興局なんかやる。それなら、 その管内だから、やっぱりその係官が測量に 一緒に立ち会ってみるという方法も必要だろうと私は思いますよ。そうすると、割かしこういうところはこういう問題だよというふうなことも言える。というか、陳情があったときも、よく前から言いよったんだけど、するせぬは別として、すぐその場に立ってみてくれということを申し上げているわけだから、測量とか設計をするときはよくその実情を把握させとかんと、何にもならぬことをまた災害が起きるんだ。そういうことが多いんですよ。その点、一応要望しときます。

○井手順雄委員長 よろしくお願いします。 ほかにはありませんか。

○児玉文雄委員 今の関連だけど、今件数別では7割、3割、7、3だったね。金額別ではどしこね。

○鷹尾監理課長 18年度の実績で、金額で県 内が58%、県外が42%でございます。

○児玉文雄委員 やっぱりちょっと違ってくるわけだね。件数別と金額別でいったなら。

○井手順雄委員長 しかし、これはいろんな コンサル系とか自民党系でいろいろ折衝する 中で、しっかり地元から喜ばれております。 こしこやっぱり見ていただくとありがたいと いうふうなことで、このまま監理課の方には どんどん金額もふやしていってくれというよ うなことは要望してありますので、それは申 し伝えておきます。

じゃあ、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました 議案第1号及び第12号から第15号まで、第23 号から第28号までについて、一括して採決し たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

- ○井手順雄委員長 異議あり……
- 〇岩中伸司委員 議案第28号以外で一括して ください。

○井手順雄委員長 それでは、第28号以外を 一括して採決を行います。原案のとおり可決 することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇井手順雄委員長 それでは、今28号以外で 採決をいただきました。

それでは、28号について、挙手により採決 をしたいというふうに思いますが、原案のと おり可決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(賛成者举手)

○井手順雄委員長 挙手多数と認めます。よって、第28号は、原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた 後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をなるべく簡潔にお願いい たします。

鷹尾監理課長。

○鷹尾監理課長 報告事項1について御報告 申し上げます。資料の方をごらんください。

7月6日からの大雨及び台風4号、台風5 号による土木関係施設等被害状況についてと ! いう資料でございます。

これは、さきの7月6日からの大雨、それから台風4号、5号による被害が確定をいたしましたので御報告を申し上げるものでございます。

お手元に記載のとおりでございますが、表の方には数字の方は入れておりませんが、全体で1,221カ所、112億3,600万円の被害を受けております。

土木部におきましても、一日も早い復旧に 向けて全力を挙げて取り組んでおります。委 員の皆様方にも、今後とも御指導、御協力を いただきますようよろしくお願いを申し上げ ます。

報告1号は以上でございます。

引き続き、報告事項2、土木部の県関与見 直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し 状況について御報告を申し上げます。横長の 資料でございます。

土木部の実行計画策定団体は、ここの団体 名欄に記載をしておりますとおり、1番の熊 本県土地開発公社から7番の熊本県住宅供給 公社まで7団体ございます。それぞれ欄に記 載のとおり、見直しの方向、県関与見直し実 行計画につきましては、団体の存廃の方向性、 それから団体の代表者などへの県職員の就 任、それから県職員の派遣及び県費支出の見 直しについて掲げており、記載のとおりの見 直しを現在進めておるところでございます。

今後とも実行計画に基づく見直しを着実に 取り組んでまいりたいと考えておりますの で、どうかよろしくお願いを申し上げます。 以上でございます。

○戸塚道路整備課長 道路整備課から、報告 事項3について御説明いたします。

熊本県の5年で見える道づくり「ちゃく ²プロジェクト2007」についてでございま す

ちゃく²プロジェクトにつきましては、利

用者にわかりやすく、目に見える道づくりを 目指す取り組みをしておりまして、供用目標 年次と進捗目標の確認などを平成15年度から 策定、公表しております。

1番目です。平成18年度の供用目標に対する達成状況ということで、18年度は7カ所を目標としておりましたけれども、6カ所達成しております。1カ所につきましては、他事業との調整によって18年度は供用はできなかったということで、19年度供用できるように今取り組んでおります。

2番目が、今後5年間の供用目標ということで、平成19年度から23年度までの5年間に38カ所、延長にいたしまして約38キロの供用を目標に事業を進めております。その各年度の表は下記のとおりでございます。

次のページでございますけれども、A3の 横広がございます。これが5年間で供用を図 るとしている事業箇所でございます。

赤色で「new!」と書いてございますけれども、これは今回新たに追加選定した事業箇所5カ所でございます。「change!」と表示しておりますのは7カ所ございまして、これまでの供用目標年度を変更したものでございます。

以上でございます。

○松永河川課長 報告事項の4番でございま す。

球磨川水系河川整備基本方針の報告会についてということで、まず、1のくまがわ・明日の川づくり報告会につきましては、現在国土交通省で基本方針の内容等について県民への報告会を続けられております。これまで流域の12市町村のうち7町村で終了しております。今後、八代市、人吉市について、さらに流域以外でも開催が予定されているところでございます。

表をつけておりますが、これが既に終わった29回分でございます。

それから、2番目でございますが、市房ダムの洪水調節についてということで、基本方針の検討小委員会におきまして、昭和40年7月の洪水で水害を体験された方々から、市房ダムの誤った放流によって水害が生じたという趣旨の意見書等が出されております。これを受けまして、市房ダムの操作について、検討小委員会でも審議がなされたところでございます。

その審議において、市房ダムの操作については、河川管理者が説明責任を果たすよう要請されましたことから、下の表のとおり、具体的な形で県民に対して説明を行っているところでございます。

国土交通省が行っておりますくまがわ・明 日の川づくり報告会、これとあわせまして25 回開催したほか、それぞれの会議等に出向い て説明をしております。

裏のページに、河川法に基づきます河川整 備基本方針と整備計画の流れというのを書い てございます。

上段の整備基本方針について、ことしの5 月11日に既に決定しているところでございます。

以上でございます。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線都市整 備総室でございます。

報告5の3陸橋の撤去について御報告申し 上げます。

鹿児島本線にかかります田崎、春日及び段山の3つの陸橋につきましては、九州新幹線及び連続立体交差による高架橋の工事に支障が生じますため、来年5月ごろから順次撤去を開始します。

この陸橋撤去による交通混雑を緩和いたしますため、周辺に仮設道路等の代替道路を整備することとしておりまして、本年11月から、撤去開始時期や代替道路の情報、交通情報などを広報いたすこととしております。

そこで、各陸橋の撤去時期及び代替道路の! ることといたしております。 概要について御説明申し上げます。

その概要を1ページに、それから、2ペー ジ、3ページには陸橋の位置図、それから陸 橋部分の拡大図をつけておりますけれども、 1ページでちょっと御説明させていただきま

まず、①の田崎陸橋につきましては、来年 5月ごろから撤去を開始いたします。この代 替道路といたしましては、現在の陸橋の北側 に大きく迂回する2車線の仮設道路を設置す ることとしております。

この仮設道路は、鹿児島本線が高架化いた します平成26年度までの約7年間の供用を予 定しております。その後、約27年度からの3 年間は、陸橋下に熊本駅城山線が平面2車線 で完成しておりますので、これを代替道路と して利用するということといたしておりま す。

なお、交通混雑を緩和するために、広域的 な迂回路といたしまして、田崎陸橋の南側約 1キロのところにございます来年完成予定の 新土河原出水線を考えております。

次に、②番目の春日陸橋でございますが、 この代替道路といたしましては、基本的に現 在の陸橋の南側に新たに整備いたします春日 池上線を平面2車線で供用いたしまして、平 成28年度までの9年間御利用いただくことと しております。

ただ、撤去時から平成22年までの3年間は 新幹線西側の供用ができませんので、現在あ る2車線の市道を利用いただくこととしてお ります。

次に、③の段山陸橋でございますが、これ も来年5月から撤去を始めます。

この陸橋につきましては、最終的に26年度 までにはまた復元させますけれども、この間 の代替道路といたしましては、現在の陸橋の 南側に2車線の仮設道路を整備いたしまし て、26年度までの約7年間の利用をお願いす

大体、図の方で、黄色の色刷りで示してあ るところが撤去時の仮設道路になる部分でご ざいます。

次に、2番目の広報時期についてでござい ますけれども、本年11月から、今御説明いた しましたようなことにつきまして広報してま いりまして、来年の4月ごろには、この時点 ではもう新幹線の進捗状況から撤去開始の時 期、日時、これらが明らかになりますので、 代替道路への切りかえ時期等について、さま ざまな広報手段を使って広く県民の皆様に広 報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○井手順雄委員長 報告が終了しました。 質疑を受けたいと思います。その他もあわ せて、質疑はありませんか。
- ○渡邊土木部長 委員長、質疑に入ります前 に発言をお許しいただきたいと思いますが。
- ○井手順雄委員長 はい、どうぞ。

○渡邊土木部長 去る6月議会におきまし て、この建設常任委員会におきまして渡辺委 員から、土木部のOBの職員の再就職に伴う 発注状況の調査について質問がございまし た。私の方から、その件については調査する 旨回答をいたしたところでございますが、そ の件について、民間企業への再就職の状況に ついては、今県としてあっせんをしておりま せん。それと、個人情報ということで、県の 組織としては把握していないということで、 発注状況の調査はできなかったということで ございます。

しかしながら、現在、総務部におきまして、 職業選択の自由、またプライバシーの保護等 について十分配慮しながら、この民間企業へ の再就職状況の把握、そして公表等について

今検討をされております。

この制度化を受けまして、土木部として、 この発注状況等についての調査、また説明の 方法等について研究してまいりたいと考えて おりますので、御了解をいただきますようお 願いをいたします。

以上でございます。

- ○井手順雄委員長 この件に関して御質問は ありませんか。よろしいですか。
- ○渡辺利男委員 どれでもよかつかな。
- ○井手順雄委員長 はい、もう何でもよかで す。
- ○渡辺利男委員 じゃあ、ちょっと済みません、いっちょ。

河川課長にお尋ねしますが、この河川整備 基本方針が済んで、この2ページの図ですけ れども、河川整備計画の中で、河川整備計画 案の作成は大体いつごろになるというふうに 見込まれていますか。

○松永河川課長 現在、河川整備基本方針が、 先ほど御説明いたしましたが、ことしの5月 11日に国土交通大臣が決定したと。それを受 けまして、検討小委員会で基本方針の内容に ついて県民あるいは流域の方々にわかりやす く説明しなさいということで、今国土交通省 が一生懸命基本方針について説明をいたして いるところでございます。

国土交通省にスケジュール等を問い合わせ ておるところでございますが、その報告会の スケジュール等についてもまだ十分わかって ないというのが現状でございます。

私どもといたしましては、その報告会が完 了した後で整備計画というステップに移って いくものかと考えているところでございまし て、現段階で、委員が御質問されました河川 整備計画案の提示がいつごろになるかという ことについては、県の方では把握はしており ません。

以上でございます。

- ○渡辺利男委員 全国のいろんな河川の整備 基本方針、そして整備計画が策定をされている先例がありますけれども、基本方針がそういうふうに、住民へのそういう説明も終わった後河川整備計画に入ってから、大体予想はどのぐらいでその計画案の作成まで行っていますか。
- ○松永河川課長 河川河川によって異なることかと思いますが、白川等につきましては、 基本方針ができましてから多分2年足らずぐらいで整備計画が示されて、それから整備計画の住民意見の反映等を含めまして1年ぐらいかかっているかと思います。河川河川によってこれは違いますので、九州各県ではもっと早いものもございます。
- ○溝口幸治副委員長 ちょっと確認をさせて ください。

代表質問等々でも議論がありましたが、知 事の答弁を聞いとって、何となくぼやっとし たところがあったので確認をちょっとさせて ください。

基本方針に対して、知事が承服しかねるという発言をずっとなさってきた。しかしながら、前川委員の質問の際に、前川委員は、今後、承服しかねると言ってきた河川整備方針に基づいて計画がつくられた場合、県の管理する河川はどうなるんだというような疑問を持って御質問されたわけですが、知事の答弁を聞いていると、まあ承服しかねるとは言ってきたけれども、正式に決定をされたと、そのことについてはもう粛々と熊本県としては受け入れて、その計画ができれば、その計画に沿って県の河川整備もやっていくんだとい

うことで、いわゆる承服しかねると、まあや! おります。 や反対というふうなニュアンスで聞こえてい ましたけど、決まったことに対しては従いま すよというようなことを答弁でおっしゃった と思うんですが、そのように理解していいの かというのが1点。

それともう1つ、森先生でしたか竹口先生 でしたか、ちょっとよく思い出せませんが、 議論の中で、球磨川流域の現在の河川整備、 いわゆる橋が2本かけかえられていたりとか いろいろやるわけですが、これは国も人吉も、 川辺川ダムができるという計画がもともとあ りましたので、そのダムができるということ を前提にして橋のかけかえ等々も整備もなさ れているわけでございますが、県がやたら球 磨川流域の河川整備を今力を入れて、できる ことからやりますとおっしゃいますが、その 整備も、いわゆるダムができることを前提に して整備が行なわれているというふうに理解 をしていいのか。

それともう一つは、ここが一番私も聞いと って、まあ竹口先生の切りかえしではそのよ うにおっしゃったと言われましたけど、市房 ダムの操作について、いわゆる知事の口から、 誤りはなかったんだと、市房ダムの操作につ いては県としては誤りはなかったと知事が正 式に発言したと、本会議場で正式に発言をし たというふうに理解をしていいのか。 この3点、お尋ねいたします。

○松永河川課長 まず、3点目の方からお答 えをさせていただきたいと思います。

まだ正式な議事録等は準備されておりませ んが、私どもがテープ起こしをした段階での 知事の発言を申し上げますと、県、国は、繰 り返し市房の操作が水害を引き起こす原因で はなかったということをこれまでも申し上げ てきているということで、市房ダムの操作に よって人吉の水害が引き起こされたのではな いと、これははっきり知事の方から回答して

それから、質問の第1点でございますが、 知事は、基本方針を審議する検討小委員会の 中で、基本方針の具体的な事柄について承服 しがたいということを確かにその検討小委員 会の中で言ってまいりました。

ですが、検討小委員会で基本方針案、それ から分科会で基本方針案が取りまとめをさ れ、そのときに知事が申したことは、私は基 本方針の中身についてわからないと、まして 県民の方々は理解しがたいだろうから、県民 の皆様に国土交通省として説明をしてくれと いうことを申し述べた上で基本方針が決定さ れたということは知事も承知しているところ でございます。

ですから、当然、この基本方針に基づきま して、県が整備を行います河川につきまして も整備計画を策定する、これは当然のことだ と知事も承知しておるところでございます。

それから、2点目の球磨川の整備は、ダム 前提で今行われているじゃないかと、そうい う段階で基本高水の話を持ち出すのはいかが なものかというようなお話でございますが、 新たに基本方針に基づく整備計画ができるま では、今までの工事実施基本計画というのは みなし規定で有効でございます。これに基づ きまして川辺川ダムも当然継続して進められ ているわけでございますので、この人吉市内 でかけられております橋梁につきましても、 現計画である4,000トンで整備するのは当然 だと思いますし、知事も答弁の中で、今実施 されている橋梁については工事実施基本計画 に基づいてかけられている橋梁であると、今 後整備計画はつくるということは答弁の中で も申されているとおりでございます。

以上でございます。

○溝口幸治副委員長 ということは、私が大 体理解をしていたとおりでいいという答弁で すよね、今のは。

それはそれで結構なことなんですが、一方、よ 知事の答弁を聞いていて、例えば森先生の質 問の際に、やっぱりダムに対しては中立とい う立場を貫きと、声を張り上げておっしゃる んですが、ダムに対して中立という立場とい うのが、それが何か今の話からいくと、川辺 川ダムができることを前提としての計画が残 っています。今新しい方針が出て、決定して いくまではそれが残っているわけですよね。 そういう状況の中で、これがもしリセットボ タンを押してあって、今計画が何もないです よと、今からやっていくんですよということ であれば、私はダムに対して中立ですという ことを県知事が言うのも理解ができるところ なのですが、計画はある、今見直しの最中、 それなのにダムに対して中立という立場を貫 きとおっしゃる意味が私はちょっとなかなか 理解ができないわけですが、その辺は土木部 としてはどのように整理をされていますか。

少なくとも、今の御答弁を聞くと、土木部 としては、ダムに対して中立という言葉は土 木部からは出てこないんだと思いますが、知 事が何をもって中立とおっしゃっているのか がちょっと理解ができないものですから。

○松永河川課長 済みません、知事がどのように考えているかということはちょっとわかりませんが、土木部としても中立じゃないかというような、ダムありきじゃないかというようなお話についてはちょっと答えさせていただきますと、今までは工事実施基本計画という既存の計画がございまして、河川管理者である国が基本方針を今つくったと。基本方針の段階では、基本高水7,000トンに対して3,000トンで洪水調節をやると。その3,000トンの中身は、まだダムだと国すらも申していない状況でございます。

ですから、今後ダムなのかというのは、当 然推定としては川辺川ダムで今後国土交通省 は提案をしてくると、これはもうあくまでも 推定の上ですが、そのような段階では、当然 県としての判断も示していかなきゃいけない と思います。

ですから、国がまだダムだと言ってない段 階で、ダム推進だとかなんとかという話では ないのかと思っております。

○溝口幸治副委員長 私たちが求めているのは、ダムをつくれつくれじゃなくて、いわゆる科学的、合理的な根拠を持つ治水対策ですね。その施設をつくってほしいということが前提ですね、今も。方針が決まって、今度計画に行くわけですから、この段階でダムだダムだと言っているわけじゃないんですが、いわゆる科学的、合理的根拠を持つものだと。そのときに、ダムももちろん一つの選択肢だというふうに私は理解をしています。

ただ、知事の発言を聞いてみると、ダムに対して中立とおっしゃると、何かダムは土俵の上じゃないのかなと、何か違うところにあるのかなというふうに感じるので、そこをやっぱり知事にもよく理解をしていただくように、土木部からもお話をしていただきたいと思います。

森先生の議事録なんかを見ると、治水対策 も大事だけど、いやもっと環境とかいろいろ な課題があって、そのことも大事なんだよと おっしゃるんですね。地元の人間からすると、 生命、財産が何よりも大事で、その次に、例 えば環境の問題とかアユの問題も大事です よ。しかし、やっぱり一番大事なのは生命、 財産だというような認識で、賛成している人 も反対している人もそうだと思うんですよ。 反対している方々も、生命、財産は大事だと、 だから、生命、財産を守るために、ダムじゃ ない方があればダムじゃない方でやってくれ ということを反対される人もおっしゃってい るわけで、知事の発言からいくと、生命、財 産と同じように、環境の問題もアユの問題も そういったものも大事だと聞こえるので、そ

の辺はぜひ土木部から、知事にもしっかり認 かけたやつで、昨年度の落札率はかなり下が 識を持たれるようにおっしゃっていただきた ったと、9ポイントぐらい下がったというこ いというふうに思います。 とで、これは一つは、一般競争入札が5億円

〇岩中伸司委員 今のにちょっと関連してお 尋ねしますが、さっき課長がおっしゃったの で大体わかるんですけれども、今お話に出て いるように、やっぱり人の命、財産を守ると いう大前提で、今後も河川、まあ改修を含め た事業には、県としてできる限り精いっぱい 取り組んでいきますよということで理解して いいですね。そのダムがあるとかないという のは関係なくですね。

○松永河川課長 そのとおりでございます。

〇岩中伸司委員 先ほどの報告会で、これは 国交省が主催ですからわからぬかもしれぬけ ど、もう既に29回それぞれの地域で報告会が 開催されているということですが、これは参 加者はどれぐらい参加されていますか。わか りますか。

○松永河川課長 それぞれ報告会の記録は回ってまいりますが、参加者を集計したデータを手元に持ってございませんので、人数はちょっと別途また報告をさせていただきます。

○井手順雄委員長 後ほど報告してくださ い。

○松永河川課長 はい。

○井手順雄委員長 その前に、さっき言いかけた……

○岩中伸司委員 いいですか。

私も、この土木というか、建設常任委員会 というのは、あんまり得意というか、知らぬ ことばっかりで、ただ落札率が、先ほど言い かけたやつで、昨年度の落札率はかなり下がったと、9ポイントぐらい下がったということで、これは一つは、一般競争入札が5億円から1億円に拡大されたというふうなことで、競争の効果か、そういう形でも報道されとったんですが、土木部関係だけでいいですから、実際、85~86%ということになったということでいけば、金額的にはどれくらい、農政は別にして。9ポイントは。

○鷹尾監理課長 まず、落札率のお話でございますが、毎年民間の市民団体がいろいろ各県の状況調査をいたしておりますが、それにあわせて私どもの方でもデータの整理をいたしておりますが、18年度、先般新聞でも報道されました案件は、1億円以上の工事につきまして86.4%であったと。件数といたしましては63件。前年度に比べますと、9ポイントの減少ということでございます。

この要因につきましては、18年度に実施しました5億円以上の大型工事の案件で、低入 札調査の案件が農林水産部で1件、それから 土木部で3件起きたということで、大型工事 で低入札があったことによる影響、このあた りも影響しているのかなというふうに理解を いたしております。

〇岩中伸司委員 そうしたら、その効果というのはやっぱり大型の工事の低価格ということで、ポイントも大きく下がったという理解でいいんですか。

○鷹尾監理課長 落札率について、単純に平均をする出し方と加重平均で、要するに予算額全体を総計して出す出し方がございます。 今は加重平均で出していくということについては、大型工事の影響というものは十分入ってこようかなというふうに思っております。

○岩中伸司委員 やっぱり基本的には、競争

をより激化していくことがこれを下げていく ! で、やっぱり知事は県のトップだから、危な というのは一般的には言われているんです が、そういう理解も当然できるですね。県は どういう……。

○鷹尾監理課長 一般競争入札により、確か に入札参加者がふえることで競争環境も高ま るという要因もあろうかと思います。

それともう一つは、建設投資全体、県工事 でございますが、最盛期に比べると6割程度 ということで、非常に事業が少なくなってき ていると、そういう意味での業者さん方の、 受注者側の競争の激化と、こういう要因も考 えられるのかなというふうに思っておりま す。そういう相乗効果の中で起きている部分 もあろうかというふうに思っております。

○森浩二委員 3点ほど。

まず1番目は、この前一般質問のときに言 われた、ダムは決壊するおそれがあるという ような話をされたんですが、実際、ダムの耐 用年数、さっき橋梁は60年から75年と言われ たでしょう。これは半永久的にもつものなん ですか、ダムは。

○松永河川課長 ダムを計画するときに、ダ ムの計画としては、将来ダムにたまる土砂の 量を何年分計画するかということの中では、 ダムの計画は、100年後でも、十分たまって も大丈夫なような計画をいたします。構造的 に、コンクリートがじゃあ100年しかもたな いのかという話になりますと、これは適正な メンテナンスをしていけば、それ以上当然延 びるということもあり得るわけですから、一 概には何年ということは申されませんが、10 0年以上はもつものだと、適正なメンテナン スをやっていけばもつものだと考えておりま す。

○森浩二委員 そうしたら、あのときの答弁

いようなうわさを発言されるべきじゃないと 思うんですよね。撤回しませんというような、 否定するような意見を言ってもらいたかった と思うんですよね。周りがそう言いよるとい うような、うわさを打ち消すような、そうい うふうに、これはもう要望ですけれども……

○溝口幸治副委員長 土木部長に正式にちゃ んとお話ししてもらわぬとおかしくならんで

ダムが決壊すればどうなるのかということ を本会議場で知事がおっしゃったわけですよ ね。ですから、私は、やっぱり行き過ぎた発 言というか、誤解を招くような発言と思いま すから、やっぱり部長の方で整理をして、こ の発言はこういう趣旨で言われたのかもしれ ないけれども、あんまりふさわしくなかった というか、そういう説明をせぬとおかしくな らんですか。決壊するようなダムがいっぱい あっとですか、熊本県の中に。

○渡邊土木部長 先だっての議会の中で、森 委員の何か答弁の中でのダム決壊という発言 につきましては、この住民討論集会の中の議 論とか検討小委員会の中での意見書が出てい ます。その中に、やはり同じような趣旨、ダ ムが決壊するというような趣旨の意見があっ て、知事は、そういった不安を持つ県民もい るということで、あくまでも一例として紹介 されたというふうに私どもは思っておりま す。

○井手順雄委員長 いや、私はそうは思って いませんよ。答弁書を見たら、知事の意見と いうような発言の仕方なんですよね、これは。 そういった文言は後先についていません。答 弁書を起こしてみましたけれども。

○渡邊土木部長 私どもの認識は今申し上げ

たとおりでございますけれども、知事の発言! 時間がなかったものですから、ちょっと配っ ですから……

○井手順雄委員長 わかりませんか。

○渡邊土木部長 その真意については私ども コメントはできませんけれども、ただ、委員 からいろんな、委員長からもそういった発言 があったというのは知事の方には伝えます。

○溝口幸治副委員長 関連してですけど、私 も何回も読み直すわけですけど、ダムが決壊 すればどうなるのかという不安あるいはさま ざまなお立場の中から県民の間に意見の対立 があるという状況を踏まえまして、治水に限 らず環境への影響等々、さまざまな課題につ いて徹底した議論と検証を行った上で県民に 対する説明責任を果たし、結論を導き出すの でなければ県民の理解は得られない、ですか ら、ダムが決壊するという不安もあるんだと、 だから、こういうものも徹底的に議論をして 検証せないかぬとおっしゃるんですね。

ということは、今県内にある、砂防も含め ダムがいろいろあるでしょうけど、それがど ういう状況なのかというのをやっぱり検証し たりせないかぬごつなるわけですね、この答 弁書からいくと。皆さん方がそういうことを やられるのか、それとも、全国にまだありま すよね、熊本県内だけじゃなくて。そういう ものすごく波及をするようなお言葉をあそこ でやっぱり使われたわけですから、このこと についてやっぱり――知事じゃなかけんコメ ントでけぬというなら、知事を呼んでこなん ですたいね。土木部で整理ができないのであ れば、知事を呼んできてください。

○井手順雄委員長 河川課長、実はこういう 意見が出ろうかというようなことで、きのう 指示いたしまして、県にある砂防ダム、ダム 等の個数とその状況というのを――ちょっと

てください。

○松永河川課長 じゃあ、お配りします。 (事務局資料配付)

○井手順雄委員長 知事の方から、ダムが決 壊するおそれがあるというようなことであっ たので、私も、そういうダムがあるのかとい うことで、河川課と砂防課の方に問い合わせ てみて、それなら幾つダムがあって、どうい った状況なのかと、耐用年数はどれくらいな のかというところを出してくださいというよ うなことでこの資料をつくっていただきまし たので、若干この説明をお願いいたします。

○松永河川課長 今委員長がおっしゃいまし たように、昨日、委員長の方から、県内のダ ムについて、いつごろできたのかも含めて、 どういう補修なりをやっているかというよう なことのお尋ねがございましたので、大至急 資料を用意させていただきました。

まず、県関係ダムの補修履歴ということで、 1ページでございます。

これは県が管理しております治水ダムでご ざいます。

5つのダムがございまして、そのうち市房 ダムが、昭和35年ということで竣工年月日が 古うございます。そのようこともございまし て、堰堤改良事業でゲートの取りかえ、それ から、その下の施設改良事業でクレストゲー トの取りかえ、まあゲート関係の取りかえと か、一番下に書いております災害復旧事業、 これは昭和46年度にダムの導流堤、ダムより ちょっと下流になりますが、企業局が発電を 行っております横のコンクリートの擁壁が倒 れましたので、導流堤の復旧等を行っており ます。

残りのダムにつきましては、大がかりな補 修等については特に行っておりません。

次のページでございます。

これは、県が管理しております農政で建設しましたダムでございまして、農業用ダムでございます。

農業用ダムにつきましても、昭和43年にできました天君ダム、それから、同じく43年にできました楠浦ダム、45年の志岐ダムと、昭和の40年代のものにつきましては、それぞれ施設の改修ですとか、取水設備の更新等の補修が行われてございます。

それから、下から4段目の教良木ダム、清願寺ダムにつきましても、取水設備等の更新、 それから法面保護工の補強対策等が行われているところでございます。

それから、3ページ目が、企業局が管理しているダムが4ダムございます。

申しわけございません。これが、ちょっと 時間もなかった関係もございますが、補修工 事の有無はなしということでございました。 これはあと一回ちょっと調べさせていただき ます。

それから、4ページが砂防堰堤の管理状況 をつけてございます。

全体で1,741の県管理の砂防堰堤があるということで、それぞれ完成年度ごとに、規模ごとにそれぞれ個数を左側であらわして、右側に補修の履歴を書いてございます。補修した砂防堰堤が7カ所あるということでございます。

それから、ダムの定期点検等についてとい うことで別につけてございます。

これは、私どもは、ダムをつくる段階で安全には十分配慮してつくりますし、適正な定期点検等を行うことによって決壊等は起こらないと思っておりますので、定期点検等についても、どういう点検をやっているかということを紹介しているものでございます。

内容についてはちょっと省略させていただきますが、表紙に書いております定期点検、これは週に1遍とか月に1遍とか行う定期的な点検でございます。

それから、定期検査、これは法に基づきます3年に1遍の河川管理者による検査でございます。

それから、3番目が地震時の臨時点検、地 震が発生しました直後に点検を行いますが、 そのような臨時点検のやり方についてでござ います

それから、4番目が砂防ダムの点検、これ につきましても定期的な点検の要領をつけて ございます。

以上でございます。

○井手順雄委員長 今、るる御説明がござい ました。

それでは、県としては、ダム、砂防ダムにもかかわらず、ダム系に関しては点検をし、改良せなんところはしていくと、そういう中で決壊するような堰堤ダムはないというようなことでよろしいですね。

- ○溝口幸治副委員長 委員長、部長に答えさせんといかぬとじゃなかですか、大事なことは。
- ○渡辺利男委員 その前に1ついいですか、 質問を。
- ○井手順雄委員長 ちょっと待ってください。そういう認識でいいんですね、これを見た限り。
- ○松永河川課長 私どもが指示をいただきま して資料をつくった段階では、決壊が心配さ れるようなダムというのはございません。
- ○渡辺利男委員 ダムの決壊の話が出ていますのでちょっとお尋ねしますが、世界的にはどうなんですか。ダムが決壊した事例というのは1件もないんですか。

○松永河川課長 外国の例というのは私ども! っぱり安全が確保されているのは――そうい 十分承知しておりませんが、幾つかのダムで 破損、決壊したというのが、いろいろなとこ ろでそういう情報が出回っているということ は承知しております。内容については詳しく 承知しておりません。

○渡辺利男委員 どういう被害が出たことも わかりますたいね。

○岩中伸司委員 ダムが絶対決壊しないとい うことは私はないと思うんですね。これは当 然構造物だから、必ず何らかの影響で――以 前は、やっぱり100年ぐらいが限度なんだと いう話なんかも聞いたりしたし、この地震が 多い日本の国ですから、どういう形で崩壊す るかというのは、これはだれでも考えられな いことではないということですよね。

だから、やっぱり知事の発言も、これまで いろんなやつの集約として、そういうことも 含めて検証しながら、本当にこれで万全で命 や財産を守る、そのことにするのかというこ とを慎重に検討していくということですか ら、私はそれはそれでいいと思うんですよね。 何もここでそのことについて議論を深めてい くというのはないんじゃないですか、まだ。

○渡邊土木部長 知事の議会での発言につい ては、私どもは、先ほど述べたように、一つ の例として述べられたというふうに思ってい ます。

それから、ダムについて、これは私どもも 含めまして、ダムの安全性というのは、これ はもう設計する段階で、安全性はきちんと考 えながら対応している。例えば、雨に対して も、今言った地震に対しても、地すべりに対 しても、いろんなものに対して事項ごとにき ちんとやっぱり対応策というのはとってきて います。

今、河川課長も申しましたように、ただや

う段階で確保されていると、私ども設計者の 段階としては思っていますし、一番何よりも 大事なことは維持、点検、メンテナンス、検 査なりなんなり、そういうことがやはり一番 大事だろうというふうに思って、私どもはそ れに対してはきちんと対応はしています。こ れが私どもの正式な土木部としての考え方で す。

○井手順雄委員長 ですから、今議論になっ ているのは、知事の発言の中で、決壊するか もしれない、今岩中委員の中で、構造物だか ら決壊することもあり得るというようなこと なんですが、土木部としては、そういうこと があってはならないための設計、それはきち っとしてやっていますと今おっしゃいまし た。そういう認識でよかわけですね。

- ○渡邊土木部長 はい。
- 〇井手順雄委員長 そうした場合、知事の認 識と土木部の認識が違うということになりま すね。
- ○渡邊土木部長 知事は、先ほど申しました ように、今までの反対――住民討論集会なり
- ○井手順雄委員長 だけんが、それはわかり ました。
- ○渡邊土木部長 一事例ということで言われ たのだと思います。
- ○井手順雄委員長 そういう認識で答弁はさ れてないと私は認識しております。ですから、 こういう委員会でそういう意見が出て、我々 はこう言いましたと、知事こういうことです よというようなことを報告願いたい。いいで

すか。

○渡邊土木部長 はい。

○森浩二委員 ちょっといいですか。

今このダムの報告がありましたけど、市房とか氷川は35年、48年ですよね。今の耐震設計で計算をやり直したということはあるんですか。基準が大分変わっとるでしょう。

○松永河川課長 昭和32年に今のダムの設計 基準ができているところでございまして、耐 震については多少その後変更もあったかもし れませんが、基本的なダムの設計基準という のは昭和32年にできたものでつくられている と思っております。

○森浩二委員 全然変わってないんですか、 耐震基準は。橋梁とか何か、随分変わりよる でしょう。

○松永河川課長 耐震基準は、橋梁等と比べましてダムについては、個別のダムでそれぞれどれくらいの基準にするかというのは決めてまいりまして、そこら辺が変わらない限り基本的な考え方は変わらないと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○渡辺利男委員 新幹線のあれで、田崎、春日、段山の陸橋の撤去、これは7年から長いところで9年という長い間、相当市民は不便をこうむるわけで、与える影響は大きいと思うので、これは熊本市の事業説明会のときに言ったんですけれども、やっぱりわかりやすく広報を早目にしとかないと、市民の皆さんは混乱するからと言ったら、わかりやすく図で、何年までこういう姿で、最終的にこうなりますというようなことをホームページで周知をしたいということだったんですが、それ

はされる予定なんですか。

○長野新幹線都市整備総室長 一応、ホームページとか、あらゆる広報媒体を使ってそのあたりは――もう長期に及びまして影響が多大になるというのはわかり切っていますので、そのあたりは十分地元の御意見なんかも伺いながら広報は展開してまいりたいと思います。

○渡辺利男委員 それから、もう1つ、これは別のことですが、この間の私の代表質問でも、ユニバーサルデザインについて知事にいろいろ申し上げましたら、もう全国的にも相当進んでいるというふうな認識でございましたけれども、例えば熊本市の電停の問題ですね。ことし、熊本市が、来年度で車両をまた2つ5億円で買って、超低床車両を導入するけれども、現在35ある電停のうち、車いすで一人で乗れる電停というのは15しかないわけですよね。熊本市としても、なるべくこれをふやしたいという意向を持っておられますが、どうしても県道の拡幅がその分必要になってくるということで、県の協力なしにはできないんですよ。

それで、市の方からはどれくらいの要望が あっていますか、電停のUD化について。

○宮本道路保全課長 道路保全課でございま す。

市の方からは、UD化につきまして、どの電停をしてほしいという要望は来ておりませんが、現在、九品寺交差点の電停、電報局横ですね。あそこにつきましては、横断歩道橋から車いすで行くことができませんので、車いすで直接電停へ行って電車に乗れるような計画といいますか、そういう検討を進めておるところでございます。

あとは、これが歩道を切り込むという形に なるかと思いますが、それでうまくいけば、 広げていきたいと思っております。

○渡辺利男委員 熊本市から、まだ具体的に、 じゃあ何年までに、新幹線が来るまでにどこ とどことどこだけやりたいといった、そうい う具体的な要望はまだ来てないということで すね。

○宮本道路保全課長 そういうことでござい ます。

○渡辺利男委員 じゃあ、ぜひこれから、U D日本一と言われる知事ですから、頑張って 勉強してやってください。

以上です。

○森浩二委員 オーシャンアローの波につい て、港湾課でいいと思うんですが、前は港、 新港ですか、それと漁連の二部会と協定書を 結んであるんですよね。これを一部会の方の 波――玉名市の波と大浜漁港に波が来るんで すよ、1メーターから1メーター50ぐらいの 高波が。アサリをとっているときとか、ノリ をとっているとき。船あたり、もう3回ぐら いひっくり返っているんですよね。同じよう な協定を結ぶにはどうしたらいいのかなと思 って。その辺をお尋ねしときます。また直接 聞きますけど、もう時間がありませんから。

○生喜港湾課長 今森委員から質問がありま したが、協定は、二部会と熊本フェリーの方 で協定を今結んでおりますけれども、今の一 部会の被害につきましては、今初めて聞きま したので、今後そのあたり現状をちょっと調 査させていただきたい。

ただ、前回は、二部会と船との間に、土木 部として立会人という形でうちの方はかかわ っております。指導につきましては、まず基 本的には運輸局という、運航上の話というこ

健軍、それから通町、それから熊本駅前等、 ! とで、そういうことで基本的にはなっており ますが、前回は立会人ということで協定の間 には入っております。

> ○森浩二委員 農政の方でもきょう質問して いるはずですもんね。一緒になってちょっと 話をしてみてください。

○生喜港湾課長 はい。

○堤泰宏委員 その他でさっき残しとったで すね。

○井手順雄委員長 はい、どうぞ。

○堤泰宏委員 報告事項の1に、台風被害、 これは全然私たちは知りませんでしたので、 私がこの委員会におらんとこれは知らなかっ たことになりますので、地元のやっぱり県議 会議員には、こういうことはなるべくはよ連 絡してもらいたいと思います。28日に私は振 興局に呼ばれておりますので行きますので、 ここを説明してもらうように言ってくださ

それから、もういっちょ、素朴な質問です が、ここに荒瀬ダムのことが載っていまして、 荒瀬ダムは何で取り壊さんといかぬとです か。全く素朴な質問でえらい申しわけなかで すけど。

○松永河川課長 河川課でございます。

荒瀬ダムにつきましては、県の企業局が管 理しております発電用のダムでございます。 現在、荒瀬ダムを取り壊すということで工法 的な検討がなされているところでございます が、取り壊すに至った経緯、理由等につきま しては、正式にお答えはちょっと河川課の方 からはできない状況でございます。企業局が 管理しているものですから。

○井手順雄委員長 それじゃ、企業局に後か ; ら行かせますので、よろしくお願いします。 ;

これでその他の質疑を終了させていただきます。

○松永河川課長 委員長、済みません、岩中 委員から、先ほど報告会の出席者のお話が出 ましたので、大至急調べました。29回で816 名の参加があっております。

済みません、以上でございます。

〇井手順雄委員長 以上で本日の議題はすべて終了しました。

最後に、要望書が7件提出されております ので、参考としてお手元に写しを配付してお ります。

それでは、これをもちまして第3回建設常 任委員会を閉会します。御苦労さまでござい ました。

午後0時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

建設常任委員会委員長